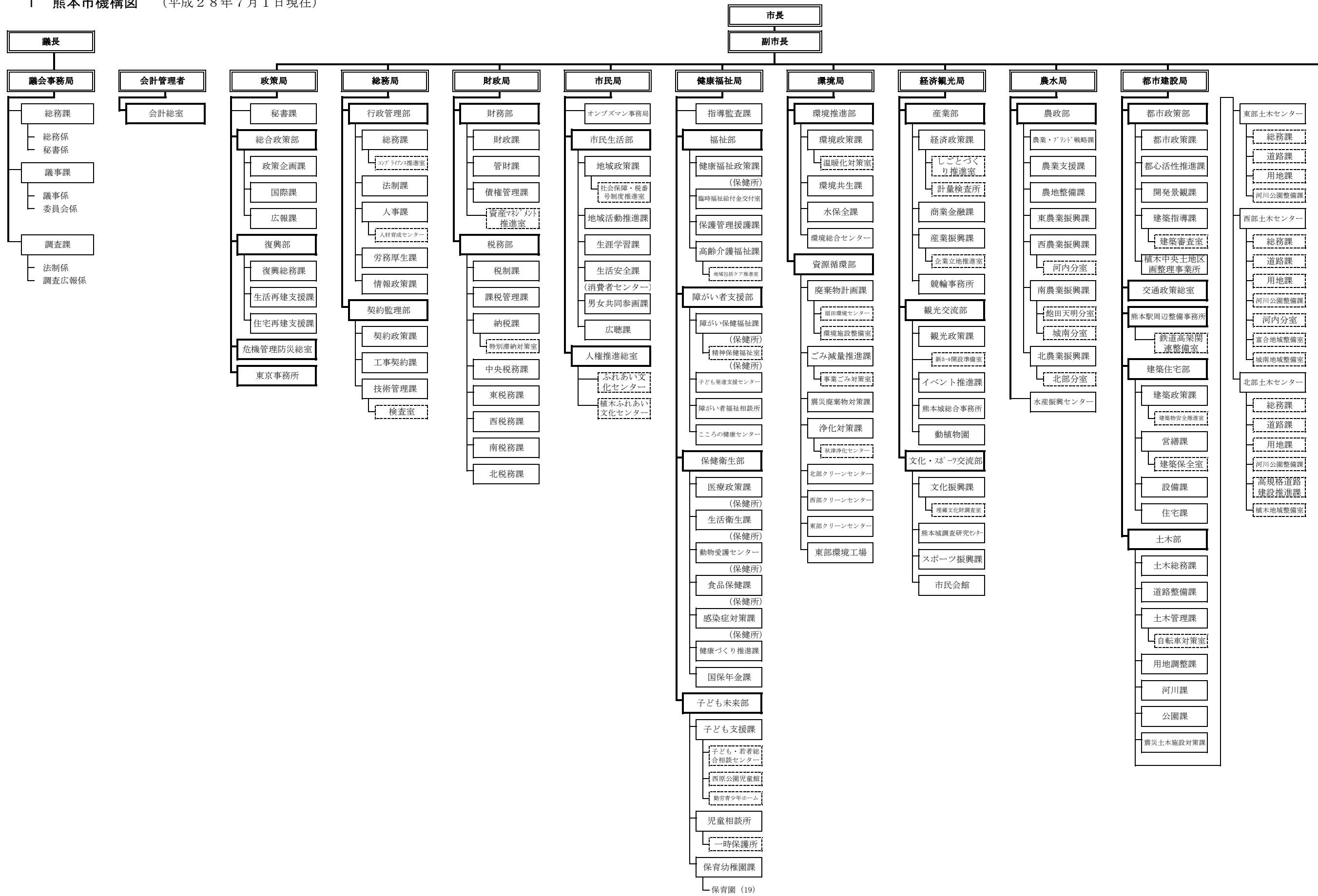
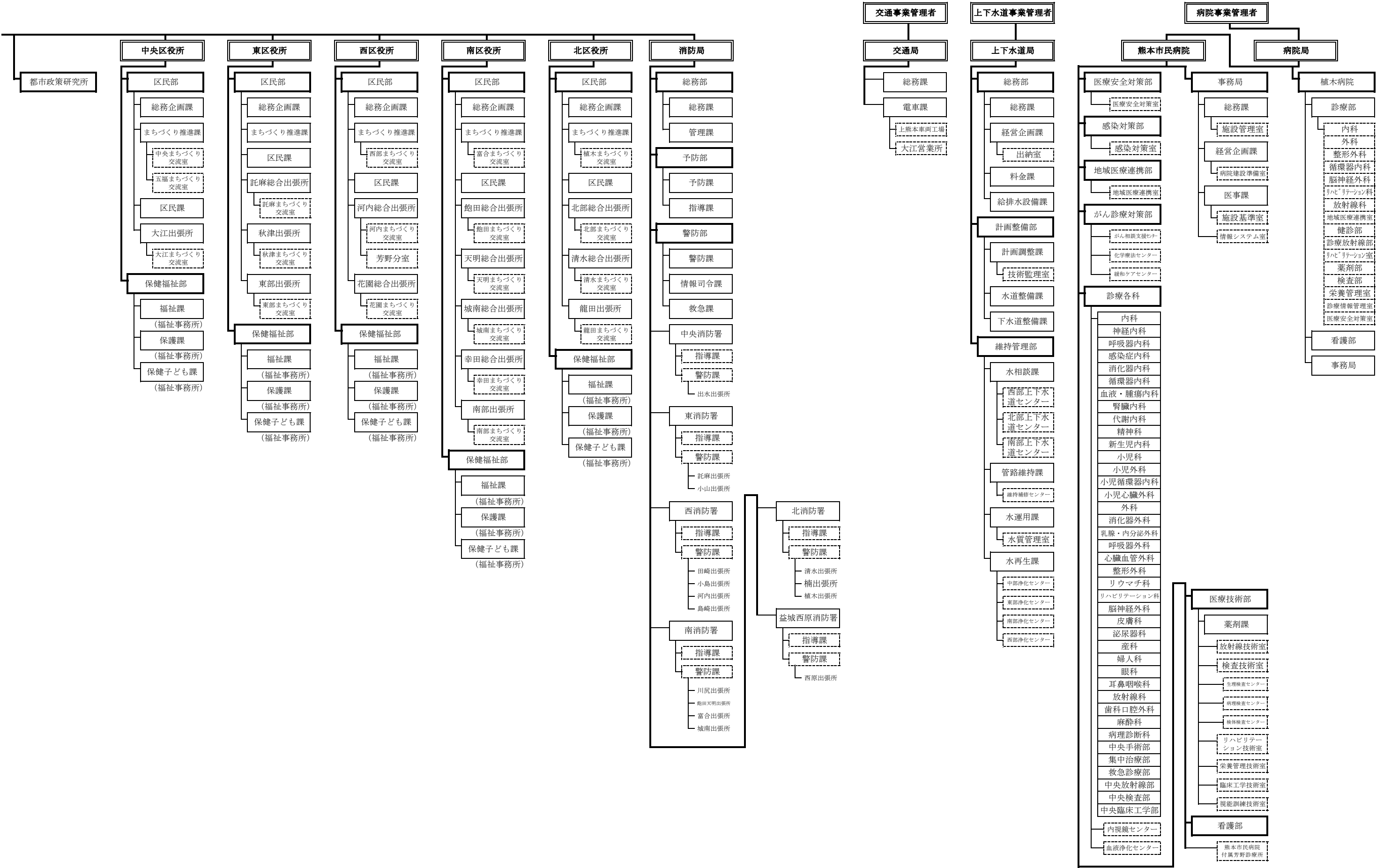


総務・財政

1	熊本市機構図	59
2	情報公開・個人情報保護	67
3	行財政改革	69
4	指定管理者制度	72
5	職員数	75
6	給与	75
7	職員研修	78
8	契約	81
9	情報化推進	82
10	統計	87
11	財政	89
12	公共施設等総合管理計画	94
13	市庁舎概要	95
14	市税	100
15	選挙	104
16	人事委員会	109

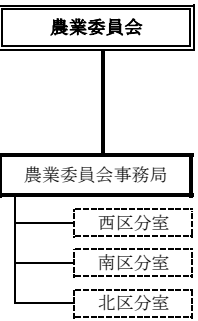
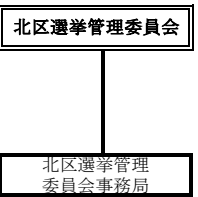
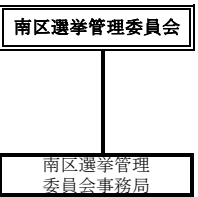
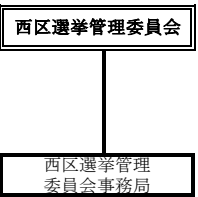
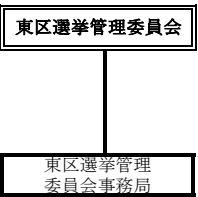
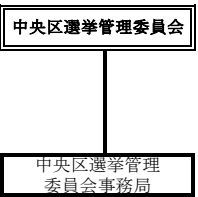
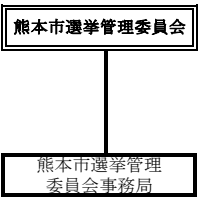
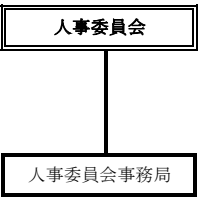
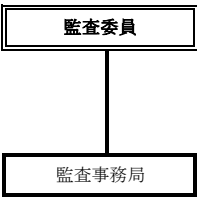
1 熊本市機構図 (平成28年7月1日現在)







教育センター
高等学校 2校
専修学校 1校
中学校 42校
中学校分校 1校
小学校 95校
小学校分校 1校
幼稚園 8園
学校給食共同調理場 15場



	職員数		組織数				備考
	人数	定数	局相当	部相当	課相当	課内室等	
議会事務局	27	28	1	0	3	0	職員数：平成28年7月1日現在 組織数：平成28年7月1日現在
会計総室	17	3,742	0	1	0	0	
政策局	127		1	4	7	0	
総務局	137		1	2	8	3	
財政局	280		1	2	11	2	
市民局	77		1	2	7	3	
健康福祉局	667		1	4	19	6	
環境局	325		1	2	12	5	
経済観光局	283		1	3	12	5	
農水局	144		1	1	8	4	
都市建設局	621		1	5	19	22	
都市政策研究所	3		0	1	0	0	
区役所	960		5	10	44	20	
消防局	796	810	1	3	13	12	※組織数に係る特記事項 (病院局) 熊本市民病院の医療安全対策部、感染対策部、地域医療連携部、がん診療対策部、診療各科、医療技術部、看護部、芳野診療所並びに植木病院の診療部、看護部を除く。 (教育委員会事務局) 学校、幼稚園、共同調理場を除く。
交通局	85	150	1	0	2	2	
上下水道局	400	520	1	3	11	11	
病院局	730	790	1	1	4	4	
教育委員会事務局	622	770	1	2	12	5	
監査事務局	12	17	0	1	0	0	
人事委員会事務局	12	16	0	1	0	0	
市選挙管理委員会事務局	10	22	0	1	0	0	
区選挙管理委員会事務局			0	5	0	0	
農業委員会事務局	28	35	0	1	0	3	
総計	6,363	6,900	20	55	192	107	

2 情報公開・個人情報保護（法制課）

（1）情報公開制度

熊本市情報公開条例は、平成10年10月1日に施行した。

平成11年10月1日からは、議会が実施機関に加わった。

ア 目 的

本市が保有する文書等を開示（閲覧及び複写）請求する権利について定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に説明する責務（アカウンタビリティ）が全うされるようにし、地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

なお、「知る権利」については、条例前文で明記している。

イ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

ウ 開示請求の対象となる文書等

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等（電磁的媒体を含む）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものは、原則として開示請求の対象としている。

エ 文書等の開示を請求できるもの

情報開示請求には資格制限はなく、何人も文書等の開示請求が可能としている。

（2）平成27年度情報公開制度の実施状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

ア 開示請求件数及びその処理状況

文書等の開示請求の件数及びその処理状況

（単位 件）

開示請求件数	処 理 状 況									
	開示 決定	部分 開示 決定	請 求 拒 否 決 定					合 計	取下げ	却 下
			不開示	存否 不回答	不存在	その他	計			
1301	800	459	16	2	61	2	81	1340	13	0

※1件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第9条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

※その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。

※却下とは、文書等開示請求書の記載内容に不備があったため補正を依頼したが補正に応じなかったものについて、却下したものをいう。

※開示請求者の区分は、平成24年度から廃止した。

イ 不服申立ての件数及び平成 27 年度の処理状況

過去 5 年間の不服申立ての件数

(単位 件)

区分	不服申立ての件数 (件)				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
異議申立て・審査請求	2	2	7	6	4

平成 27 年度の処理状況

(単位 件)

不服申立て件数		処 理 状 況			
区分	件数	決定・裁決済	審議会で 審 議 中	実施機関 で検討中	取下げ
異議申立て・審査請求	4	6	4	0	0

(注) 不服申立て件数と処理状況の件数が一致しないのは、不服申立ての審議を併合して行ったり、1 件の不服申立てが複数の事案に対する不服申立ての場合、それぞれについて決定したため。

また、処理状況の件数については、当該年度以前から出されていた不服申立てに関する処理状況の件数も含むものであるため。

(3) 個人情報保護制度

熊本市個人情報保護条例は、平成 14 年 4 月 1 日に施行した。

この制度は、熊本市や熊本市の民間事業者等における個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を、広く保護することを目的とするものであり、本市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、自己の個人情報について開示・訂正などを求める権利を保障している。

ア 個人情報を適正に取り扱うためのルール

収集の制限、利用・提供の制限、適正管理、個人情報取扱事務目録の閲覧など

イ 個人情報の開示、訂正などを求める権利

開示請求、訂正請求、利用停止請求など

ウ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

(4) 平成 27 年度個人情報保護制度の実施状況（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

ア 開示請求件数及びその処理状況

(単位 件)

開示請求件数	処 理 状 況						
	開示決定	一部開示決定	不開示	不存在	存否不回答	取下げ	却下
100	57	31	2	25	0	0	0

※1 件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※一部開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分についての開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第 17 条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

イ 不服申立ての件数及び平成27年度の処理状況

過去5年間の不服申立ての件数

(単位 件)

区分	不服申立ての件数 (件)				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
異議申立て・審査請求	0	0	1	4	0

平成27年度の処理状況

(単位 件)

不服申立て件数		処 理 状 況			
区分	件数	決定・裁決済	審議会で 審 議 中	実施機関 で検討中	取下げ
異議申立て・審査請求	0	2	0	0	0

ウ 訂正請求及び利用停止請求の状況

(単位 件)

年度	訂正請求		利用停止請求
	請求件数	処理状況	請求件数
27	0		0

総財

3 行財政改革（総務課）

市民福祉の向上や効率的・効果的な行政体制の整備を目指し、行財政改革に取り組んでいる。

平成8年9月には、行政改革大綱を策定（第1次行革）、平成12年10月には、社会情勢の変化等を踏まえた大綱の見直し（第2次行革）、平成16年3月には、スリムで効率的な行政体制の整備や財政の健全化を実現する行財政改革推進計画を策定し（第3次行革）、また、平成21年3月には、行財政改革計画（第4次行革）を策定し、市民に信頼される市政の実現とともに効率的で質の高い市政運営を目指してきた。

さらに、第6次総合計画に掲げる新しいくまもとづくりとそれを支える市政改革の着実な推進に向けて、「将来にわたり持続可能な市政運営の実現」を目標とした第5次となる「行財政改革計画」（期間：26年度から30年度）を平成26年4月に策定した。

この計画に基づき、質の高い区政サービスの提供、民間活力等の活用及び財政基盤の強化など71項目に取り組んでいく。

（1）経費改善への取組実績

第1次行革：第1次行政改革大綱

(単位：百万円)

区分 \ 年度		8	9	10	11
1 事務事業の見直し		83	517	1,830	2,118
	廃止・縮小・統合		5	143	204
	簡素・効率化・経費節減	83	512	1,490	1,624
	民間委託等の推進			197	290
	その他				
2 財政の健全化				1,040	1,677
3 人事管理制度の見直し			77	332	1,096
合 計		83	594	3,202	4,891

第2次行革：第2次行政改革大綱

(単位：百万円)

区分 \ 年度	12	13	14	15
1 事務事業の見直し	329	511	1,005	1,619
廃止・縮小・統合	81	83	89	96
簡素・効率化・経費節減	242	340	744	1,336
民間委託等の推進	6	79	149	158
その他		9	23	29
2 財政の健全化	2,079	1,273	1,959	1,599
3 人事管理制度の見直し	578	1,315	1,696	2,065
合 計	2,986	3,099	4,660	5,283

第3次行革：行財政改革推進計画

(単位：百万円)

区分 \ 年度	16	17	18	19	20
市民サービスの改革	176	254	355	394	443
組織の改革	150	854	1,262	1,949	1,840
外郭団体の改革	230	0	0	0	0
公営企業の経営健全化	0	0	2,137	2,096	2,381
財政健全化の推進	1,402	2,365	3,850	5,042	5,921
合 計	1,958	3,473	7,604	9,481	10,585

第4次行革：行財政改革計画

(単位：億円)

区分	計画額	効果額	計画差
定員管理・民間委託等の推進	41	90	49
職員給与の適正化	6	40	34
時間外勤務の縮減	10	△31	△41
市税等の収納率の向上	24	13	△11
受益者負担等の見直し	8	2	△6
市有財産等の活用による歳入の確保	5	8	3
組織・事務事業の見直し	68	48	△20
合 計	162	170	8

(2) 職員数の推移

第1次行革：第1次行政改革大綱

(単位：人)

区分 \ 年度	8	9	10	11
職員総数 ①	6,741	6,732	6,702	6,612
市民数 ②	648,543	651,605	654,613	657,850
職員一人あたり市民数 (②÷①)	96.2	96.8	97.7	99.5

第2次行革：第2次行政改革大綱

(単位：人)

区分 \ 年度	12	13	14	15
職員総数 ①	6,544	6,458	6,407	6,364
市民数 ②	659,942	661,115	664,279	666,698
職員一人あたり市民数 (②÷①)	100.8	102.4	103.7	104.8

第3次行革：行財政改革推進計画

(単位：人)

区分 \ 年度	16	17	18	19	20
職員総数 ①	6,322	6,249	6,231	6,156	6,119
市民数 ②	667,746	668,797	667,169	667,899	668,021
職員一人あたり市民数 (②÷①)	105.6	107.0	107.1	108.5	109.2

第4次行革：行財政改革計画

(単位：人)

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
職員総数 ①	6,123	6,486	6,402	6,455	6,441
市民数 ②	677,375	728,332	733,012	734,361	737,294
職員一人あたり市民数 (②÷①)	110.6	112.3	114.5	113.8	114.5

第5次行革：行財政改革計画

(単位：人)

区分 \ 年度	26	27	28
職員総数 ①	6,420	6,432	6,372
市民数 ②	738,371	739,015	739,991
職員一人あたり市民数 (②÷①)	115.0	114.9	116.1

4 指定管理者制度

概況

公の施設については、公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体等に管理運営を委託する方式に限られていたが、多様化・複雑化する市民ニーズへの的確に対応するためには、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効と考えられ、平成15年6月に地方自治法が改正され「指定管理者制度」が創設された。

熊本市は、平成16年8月に「公の施設の指定管理者制度に関する指針」を策定し、この指針に基づき適切な運用を図っている。

指定管理者制度の導入状況（平成28年4月1日現在）

（1）公募により指定管理者を選定した施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
24	熊本市男女共同参画センターはあもにい	24.4	1	男女共同参画課	はあもにい管理運営共同企業体	24.4.1～29.3.31
	熊本市母子・父子福祉センター	18.4	1	子ども支援課	（社福）熊本市社会福祉事業団	24.4.1～29.3.31
	熊本市リサイクル情報プラザ	24.4	1	ごみ減量推進課	リサイクルプラザ管理運営共同企業体	24.4.1～29.3.31
	熊本市勤労者福祉センター	18.4	1	経済政策課 しごとづくり推進室	（一財）熊本市勤労者福祉センター	24.4.1～29.3.31
	熊本市健軍文化ホール	24.4	1	市民会館	健軍文化ホール事業推進共同企業体	24.4.1～29.3.31
	水前寺江津湖公園	24.4	1	公園課	（一社）熊本市造園建設業協会	24.4.1～29.3.31
25	熊本市斎場	25.4	1	健康福祉政策課	熊本M・K・G 斎場管理共同企業体	25.4.1～30.3.31
	熊本市水の科学館	18.4	1	上下水道局 経営企画課	（公財）熊本市上下水道サービス公社	28.4.1～30.3.31
	熊本市富合老人福祉センター	25.1	1	高齢介護福祉課	富合老人福祉センター管理運営共同企業体	25.10.6～30.3.31
	戸島ふれあい広場	25.9	1	廃棄物計画課 環境施設整備室	戸島ふれあい広場管理運営共同企業体	25.9.1～29.3.31
	扇田ふれあい広場	25.9	1	廃棄物計画課 環境施設整備室	田上アクト共同企業体	25.9.1～29.3.31
	熊本市立城南図書館	26.3	1	熊本市立図書館	城南図書館管理運営共同企業体	26.3.1～30.3.31
	熊本市城南児童館	26.3	1	子ども支援課		
26	熊本市辛島公園地下駐車場	18.4	1	管財課	（一財）熊本市駐車場公社	26.4.1～31.3.31
	熊本市辛島公園地下通路	26.4	1	管財課		
	熊本市辛島公園地下自転車駐車場（施設）	18.4	1	土木管理課 自転車対策室		
	熊本市植木健康福祉センター	21.4	1	健康福祉政策課	かがやき館管理運営共同企業体	26.4.1～31.3.31
	熊本市老人福祉センター （中央・北・西・南・川上・河内・天明）	18.4	7	高齢介護福祉課	（社福）熊本市社会福祉事業団	26.4.1～31.3.31
	熊本市お達者文化会館	18.4	3	高齢介護福祉課	介護予防支援施設管理運営共同企業体	26.4.1～31.3.31
	熊本市南部万年青年会館	18.4				
	熊本市東部はつらつ交流会館	18.4				
	熊本市障害者福祉センター希望荘	18.4	1	障がい保健福祉課	（社福）熊本市社会福祉事業団	26.4.1～31.3.31
	熊本市国際交流会館	18.4	1	国際課	熊本市国際交流会館共同企業体	26.4.1～31.3.31
	熊本市総合体育館・青年会館	18.4	7	スポーツ振興課	（一財）熊本市社会教育振興事業団	26.4.1～31.3.31
	熊本市総合屋内プール	18.4				
	南部総合スポーツセンター	18.4				
	託麻スポーツセンター	18.4				
	田迎公園運動施設	18.4				
	水前寺競技場	18.4				
	水前寺野球場	18.4				
	熊本市現代美術館	18.4	1	文化振興課	（公財）熊本市美術文化振興財団	26.4.1～31.3.31
	熊本市城南地域物産館	26.1	1	南農業振興課	九州綜合サービス 株式会社	26.10.1～31.3.31

指定 年度	施設名	導入 年月	施設 数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
27	熊本市祖崇廟納骨堂	20.4	1	人権推進総室	(公社) 熊本市シルバー人材センター	27.4.1～30.3.31
	熊本市夢もやい館	19.4	1	健康福祉政策課	夢もやい館管理運営共同企業体	27.4.1～32.3.31
	熊本市南部在宅福祉センター	18.4	1	健康福祉政策課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	27.4.1～30.3.31
	熊本市東部在宅福祉センター	18.4	1	健康福祉政策課	東部福祉センター管理運営共同企業体	27.4.1～30.3.31
	熊本市東老人福祉センター	18.4	1	高齢介護福祉課		
	熊本市森林学習館	18.4	1	環境共生課	森林学習館管理運営共同企業体	27.4.1～30.3.31
	熊本市食品交流会館	17.4	1	産業振興課	株式会社 フードバル熊本	27.4.1～32.3.31
	熊本市流通情報会館	17.4	1	商業金融課	熊本流通団地協同組合	27.4.1～32.3.31
	熊本市くまもと工芸会館	17.4	1	文化振興課	くまもと工芸協会共同企業体	27.4.1～32.3.31
	公営住宅(中央区・北区・西区)	18.4	69	住宅課	熊本市営住宅管理(中央・北・西) 共同企業体	27.4.1～32.3.31
	改良住宅(中央区・北区・西区)	18.4	4			
	単独住宅(中央区・北区・西区)	18.4	3			
	特定優良賃貸住宅(中央区・北区・西区)	18.4	7			
	小集落改良住宅(中央区・北区・西区)	18.4	2			
	公営住宅(東区・南区)	18.4	44	住宅課	熊本市営住宅管理センター共同企業体	27.4.1～32.3.31
	改良住宅(東区・南区)	18.4	4			
	単独住宅(東区・南区)	18.4	2			
	特定優良賃貸住宅(東区・南区)	18.4	5			
	小集落改良住宅(東区・南区)	18.4	1			
	熊本市辛島公園地下自転車駐車場(運営)	18.4	-	土木管理課 自転車対策室	株式会社 バスト 24	27.4.1～30.3.31
	熊本市自転車駐車場	18.4	1			
	熊本市庁舎北側自転車駐車場	18.4	1			
	熊本市上通自転車駐車場	18.4	1			
	熊本市庁舎自転車駐車場	18.4	1			
	熊本市健軍自転車駐車場	24.4	1	土木管理課 自転車対策室	(公社) 熊本市シルバー人材センター	27.4.1～30.3.31
	熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場	24.4	1	土木管理課 自転車対策室	武蔵塚自転車駐車場管理運営共同企業体	27.4.1～30.3.31
28	熊本市立雁回敬老園	23.4	1	高齢介護福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	28.4.1～33.3.31
	熊本市城南老人福祉センター	23.4	1	高齢介護福祉課	株式会社 オカムラ	28.4.1～33.3.31
	熊本市子ども文化会館	23.4	1	子ども支援課	(一財) 熊本市社会教育振興事業団	28.4.1～33.3.31
	東部交流センター	19.4	1	東部環境工場	東部交流センター管理運営共同企業体	28.4.1～33.3.31
	くまもと森都心プラザ	23.4	1	商業金融課	くまもと森都心プラザ管理運営共同企業体	28.4.1～33.3.31
	熊本市植木温泉福祉交流館	22.4	1	北区役所 総務企画課	ゆうしんグループ共同企業体	28.4.1～31.3.31

(2) 地域密着型施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
26	地域コミュニティセンター	20.4 から 順次	9	各区役所 まちづくり推進課	各地域コミュニティセンター運営委員会	26.4.1～29.3.31
	熊本市老人憩の家	18.4	131	高齢介護福祉課	各老人憩の家運営委員会	26.4.1～31.3.31
27	熊本市共同利用施設託麻東部会館	18.4	1	環境政策課	熊本市共同利用施設託麻東部会館管理運営委員会	27.4.1～30.3.31
	三山荘	18.4	1	東部環境工場	熊本市戸島地域環境保全協議会	27.4.1～30.3.31
	熊本市九州自然歩道利用拠点施設	18.4	1	観光政策課	九州自然歩道利用拠点施設管理委員会	27.4.1～30.3.31
	地域コミュニティセンター	18.4 から 順次	53	各区役所 まちづくり推進課	各地域コミュニティセンター運営委員会	27.4.1～30.3.31
28	地域コミュニティセンター	17.4 から 順次	11	各区役所 まちづくり推進課	各地域コミュニティセンター運営委員会	28.4.1～31.3.31

※地域住民が専ら使用している施設及び地域住民が構成する団体に委ねる方が効果的な管理運営を行うことができる施設

(3) 小規模施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
26	熊本市高齢者技能習得センター	18.4	1	高齢介護福祉課	(公社) 熊本市シルバー人材センター	26.4.1～31.3.31
27	リデル、ライト両女史記念館	18.4	1	文化振興課	リデル、ライト両女史顕彰会	27.4.1～30.3.31
28	熊本市事業内高等職業訓練校	18.4	1	経済政策課 しごとづくり推進室	職業訓練法人 熊本市職業訓練協会	28.4.1～30.3.31

※管理委託料が年間 500 万円以下の施設

(4) P F I 事業者を指定管理者に選定した施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
22	桜の馬場観光交流施設 桜の馬場観光交流施設駐車場	23.3	2	観光政策課	熊本城観光交流サービス 株式会社	23.3.5～43.3.31

(5) その他非公募施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
26	熊本市西里老人福祉センター	26.4	1	高齢介護福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	26.4.1～31.3.31
28	熊本市職業訓練センター	18.4	1	経済政策課 しごとづくり推進室	職業訓練法人 熊本市職業訓練センター	28.4.1～30.3.31

5 職員数（人事課）

（平28. 4. 1現在）

区 分	定 数	現 員 数
市 長 事 務 部 局	3, 742	3, 629
議 会 事 務 局	28	28
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	22	10
監 査 事 務 局	17	13
教育委員会事務局及び学校その他の教育機関	770	611
人 事 委 員 会 事 務 局	16	12
消 防 局	810	796
農 業 委 員 会 事 務 局	35	28
交 通 局	150	84
上 下 水 道 局	520	401
病 院 局	790	760
計	6, 900	6, 372

6 給与（労務厚生課）

（1）局別職員給料

（平 28. 4. 1 現在）

局 別 \ 区 分	給 料 月 額（円）			平均年齢	平 均 勤続年数
	最 高	最 低	平 均		
市 長 事 務 部 局	548, 400	149, 400	329, 008	42歳9月	18年11月
議 会 事 務 局	517, 700	216, 200	348, 215	42歳9月	20年3月
選挙管理委員会事務局	494, 000	221, 600	373, 410	47歳5月	23年6月
監 査 事 務 局	474, 900	321, 400	385, 641	48歳11月	24年11月
教育委員会事務局	489, 200	182, 200	366, 293	47歳5月	17年0月
人 事 委 員 会 事 務 局	474, 200	210, 800	316, 433	39歳3月	16年4月
消 防 局	494, 000	159, 000	303, 074	37歳8月	15年0月
農 業 委 員 会 事 務 局	471, 100	223, 100	372, 799	50歳1月	27年7月
交 通 局	470, 400	199, 600	333, 918	46歳10月	21年9月
上 下 水 道 局	474, 900	154, 800	343, 068	45歳5月	22年4月
病 院 局	570, 400	154, 200	333, 586	41歳7月	15年0月
全 体	570, 400	149, 400	331, 278	42歳8月	18年1月

（注）給料月額には、一部、現給保障額を含む

(2) 初任給基準

(平28.4.1現在)

区 分	職 種	試 験		学歴免許等	初 任 給		
					級	号給	金 額 (円)
行 政 職 員 給 料 表	一 般	正 規 の 試 験	上級職		1	29	183,400
			初級職		1	9	149,400
	保 育 士		短 大 卒	1	19	162,600	
	獣 医 師		大 学 6 卒	1	42	203,800	
	薬 剤 師		大 学 6 卒	1	42	203,800	
	管 理 栄 養 士		大 学 卒	1	29	183,400	
			大 学 卒	1	29	183,400	
	保 健 師 助 産 師		短 大 卒	1	19	162,600	
			大 学 卒	1	29	183,400	
	看 護 師		短 大 3 卒	1	25	176,200	
			短 大 3 卒	1	23	171,200	
	診 療 放 射 線 技 師 臨 床 検 査 技 師 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士 臨 床 工 学 技 士 視 能 訓 練 士		短 大 2 卒	1	19	162,600	
			大 学 卒	1	28	181,600	
			短 大 3 卒	1	24	173,700	
				短 大 3 卒	1	24	173,700
	歯 科 衛 生 士		短 大 2 卒	1	19	162,600	
			高 校 専 攻 科 卒	1	15	156,600	
	学 芸 員		大 学 卒	1	29	183,400	
			そ の 他	大 学 卒	1	29	183,400
	短 大 卒			1	19	162,600	
	高 校 卒	1		9	149,400		
	業職給 料 務員表	業 務 職		高 校 卒	1	17	144,600
				中 学 卒	1	9	136,600
	消給 防料 職表 員	上 級 消 防 職	正 規 の 試 験	上級職		1	37
初 級 消 防 職		初級職			1	17	159,000
医職給 料 療員表	医 歯 科 医 師		博 士 課 程 修 了	1	25	328,200	
			大 学 6 卒	1	1	243,300	
教 育 職 給 料 表 (一)	教 養 教 護 教 諭 教 諭 員		博 士 課 程 修 了	2	33	267,200	
			修 士 課 程 修 了	2	17	226,800	
			大 学 卒	2	5	204,700	
			短 大 卒	1	15	179,600	
	講 養 助 教 師 助 教 助 諭 手		大 学 卒	1	25	200,800	
			短 大 卒	1	15	179,600	
			高 校 卒	1	5	159,800	
			教 育 職 給 料 表 (二)	教 諭	博 士 課 程 修 了	2	45
修 士 課 程 修 了	2	29			226,800		
大 学 卒	2	17			204,700		
短 大 卒	2	7			182,300		
講 助 教 師 教 諭	大 学 卒	1		25	200,800		
	短 大 卒	1		15	179,600		
	高 校 卒	1		5	159,800		

(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	現行給料月額 (円)	適用年月日	改正前給料月額 (円)	適用年月日
市 長	1,186,000	平27. 4. 1	1,132,000	平24. 4. 1
副市長	944,000	〃	883,000	〃
常勤監査委員	688,000	平24. 4. 1	691,000	平23. 4. 1
企業管理者(水道・病院)	703,000	平27. 4. 1	700,000	平24. 4. 1
企業管理者(交通)	633,000	〃		
教育長	703,000	〃	700,000	〃

区 分		現行報酬額 (円)	適用年月日	改正前報酬額 (円)	適用年月日
教育委員会	委 員	月 額 88,000	平16. 4. 1	89,000	平10. 4. 1
監 査 委 員	識見を有する者のうちから選任された監査委員（非常勤） 市議会議員のうちから選任された監査委員	月 額 137,000	〃	139,000	〃
		月 額 71,000	〃	72,000	〃
人事委員会	委 員 長 委 員	月 額 165,000	〃	167,000	〃
		月 額 139,000	〃	140,000	〃
市の 選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長 委 員 臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	月 額 90,000	〃	92,000	〃
		月 額 59,000	〃	60,000	〃
		日 額 10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
区の 選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長 委 員 臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	月 額 60,000	平24. 4. 1	－	－
		月 額 40,000	〃	－	－
		日 額 10,000	〃	－	－
投票管理者（期日前投票所の投票管理者を除く） 及び開票管理者		1回につき13,000	平10. 6. 1	11,000	平 4. 4. 1
選 挙 長		1回につき13,000	〃	11,000	〃
投票立会人（期日前投票所の投票立会人を除く）、 開票立会人及び選挙立会人		1回につき12,000	〃	10,000	〃
期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者		1回につき12,000	平15. 12. 22		
期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人		1回につき10,000	平15. 12. 22		
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員		日 額 10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
農 業 委 員 会	会 員 長 副会長、部会長及び副部会長 部会の委員及びその他の委員	月 額 90,000	平16. 4. 1	92,000	平10. 4. 1
		月 額 59,000	〃	60,000	〃
		月 額 55,000	〃	56,000	〃
そ の 他 の 非 常 勤 の 職 員		※1	平 9. 4. 1	※2	昭63. 4. 1

※1 上記に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬は、年額報酬にあつては 300,000 円、月額報酬にあつては 250,000 円、日額報酬にあつては 10,000 円、時間額報酬にあつては 3,000 円(医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認めた場合は、年額報酬にあつては 400,000 円、月額報酬にあつては 600,000 円、日額報酬にあつては 30,000 円)を超えない範囲内で、規則で定める

※2 予算の範囲内において市長が定める額

(4) 旅費（熊本市職員等の旅費支給に関する条例（抜すい））

区 分		鉄 道 賃	船 賃	日 当：円 (1日につき)	宿泊料：円 (1夜につき)	食卓料：円 (1夜につき)
1号	市長・副市長	運賃の等級を2階級に区分する線路にあっては上級の運賃、運賃の等級を設けない線路にあってはその乗車に要する運賃及び特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には特別車両料金（特別車両料金にあっては、1号区分の適用を受ける者に限る。）	運賃の等級を3階級に区分する船舶にあっては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあっては上級の運賃。ただし、鉄道連絡船にあっては鉄道運賃に同じ。	3,300	16,500	3,300
2号	企業管理者・常勤の監査委員・教育長・8級及び9級の職務にある者			2,600	13,100	2,600
3号	1級から7級までの職務にある者			2,200	10,900	2,200

(注) 1 普通急行列車、準急行列車又は特別急行列車を運行する線路による片道50km以上の旅行には鉄道賃のほかには普通急行料金、準急行料金又は特別急行料金を支給する。

2 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する。

3 「何級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）第3条第2項第1号に規定する行政職員給料表による当該級の職務及び行政職員給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいう。

7 職員研修（人事課）

(1) 研修受講人員

(平成27年度)

区 分	特別研修	基本研修	選択研修 (公募型)	内部講師 養成研修	派遣研修	職場研修	自主研修	合 計
延人員	2,704	1,268	255	35	346	22,169	164	26,996

(2) 特別研修

(平成27年度)

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)
職員セミナー	主幹級以下の一般職員	2	331	2h	1
政策形成実践研修	主幹級以下の一般職員	1	14	5	8～10
階層別倫理研修	階層別研修受講者	-	1,716	1.5h	各階層別 研修時
管理職人事評価研修	新任ライン課長	1	268	1	7
ワーク・ライフ・バランス	主査級以上の職員	6	375	1.5h	8～9

(3) 基本研修

(平成27年度)

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)
新規採用職員研修 (前期)	4月採用者 (事務・技術・保健師・薬剤師・保育士)	1	139	9	4
	4月採用者 (看護師等)	1	19	5	4
	10月採用者 (看護師)	1	5	1	10
新規採用職員研修 (フォロー)	平成26年10月及び平成27年4月採用者	3	175	2	10
職種変更試験合格者研修	平成27年度職種変更試験合格者	6	6	6	1～3
職種変更職員フォロー研修	職種変更した職員	1	12	1	9
採用3年目職員研修	採用3年目の職員	4	113	1	7
採用5年目職員研修	採用5年目の職員	2	143	1	11
採用7年目職員研修	採用7年目の職員	5	127	2	7～8
採用11年目職員研修	採用11年目の職員	2	55	1	9
業務職員研修	平成14・15・20・21年度採用業務職員	1	19	1	8
新任作業長・主任研修	新任作業長・主任	1	14	1	8
主査級昇任者研修	主査級昇任者	2	156	2	5～6
主幹級昇任者研修	主幹級昇任者	2	125	2	7～8
課長級試験合格者研修	平成27年度課長級昇任試験合格者	1	49	2	2
課長級昇任者研修	課長級昇任者	1	51	2	4
新任課長人事評価研修	新たにラインの課長になった職員	1	31	1	7
課長ブラッシュアップ研修(e-ラーニング)	課長級昇任3年目の職員	—	29	—	5～3

(4) 選択研修

(平成27年度)

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)
段取り力強化講座	主査級以下の一般職員	1	28	1	10
文書作成講座	主査級以下の一般職員	1	50	1	11
ロジカル問題解決講座	主査級以下の一般職員	1	21	1	11
説明力強化講座	主査級以下の一般職員	1	29	1	10
女性のキャリアデザイン講座	主幹級以下の一般職員、女性職員	1	35	1	10
行政法研修	全職員	1	31	6	11～12
民法研修	全職員	1	61	10	7～10

(5) 内部講師養成研修

(平成27年度)

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)
接遇リーダー養成研修	全職員 (各局推薦)	1	11	4	1
接遇リーダーブラッシュアップ研修	接遇リーダー	1	24	1	2

(6) 派遣研修

(平成27年度)

研 修 名		場 所	人員 (人)	期間
事例調査派遣研修		東京都、埼玉県、茨城県、神奈川県、千葉県、愛媛県、鹿児島県	5	2～3日
自治大学校派遣	一般課程	東京都立川市	1	5ヶ月
	特別課程		1	22日
	専門課程		2	16日
早稲田大学マニフェスト研究所派遣		東京都中央区	3	11日
国際文化アカデミー派遣		滋賀県大津市	19	2～17日
市町村アカデミー派遣		千葉県美浜区	19	5～11日
熊本県市町村研修協議会派遣		熊本市東区自治会館	296	1～2日

(7) 職場研修

(平成27年度)

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)
他課主催全庁研修	全職場・全職員	—	1,328	—	4～3
職場集合研修	全職場・全職員	—	1,053	—	4～3
職場派遣研修	全職場・全職員	—	8	—	4～3
OJT研修会	主幹級職員	4	204	半日	7
職場指導員研修	新規採用職員の職場指導員	3	150	半日	5
すまいる向上キャンペーン	全職場・全職員	1	9,713	1ヶ月	7
倫理月間	全職場・全職員	1	9,713	1ヶ月	12

(8) 自主研修及び自己啓発支援

(平成27年度)

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期
eラーニング	全職員	—	111	—	通年
自主学習グループ活動支援	5人以上の本市職員で構成するグループ	—	37人 (4グループ)	—	随時
資格取得支援	全職員	—	7	—	随時
大学公開講座受講支援	全職員	—	9	—	随時

8 契約（契約政策課・工事契約課）

入札・契約制度については、これまで条件付一般競争入札の導入及び拡大等、入札・契約事務の透明性・公正性及び競争性の向上に努めてきたところである。

平成19年度から試行している工事等の総合評価方式による発注については、平成24年度から、発注標準額及び落札制限を設定し、熊本市建設工事総合評価一般競争入札を本格実施し、平成27年度は227件で実施した。今後とも入札・契約事務の更なる適正化はもとより、工事品質の確保等にも努めていく。

（１）競争入札有資格者（平成28年度） ※業者数は実数

	工 事	委託その他
県内業者（社）	1,129	590
県外業者（社）	623	488
計	1,752	1,078

（２）契約件数及び金額（平成27年度）（単位 千円）

	件 数	金 額
工 事 請 負 契 約	1,046	36,072,917
測 量 等 委 託	574	4,443,623
保 守 点 検	90	237,499
計	1,710	40,754,039

（３）契約額及び件数・業者別集計表（単位 千円）

年度	土木一式工事		建築一式工事		電気工事		管工事	
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数
23	13,653,927	421	7,183,203	97	2,423,671	111	2,190,521	105
24	16,326,087	431	5,939,953	87	3,449,148	104	1,938,404	91
25	19,342,548	414	3,637,131	90	2,725,617	111	1,662,120	103
26	20,893,823	364	5,327,926	81	3,463,562	97	2,609,548	101
27	14,181,306	331	5,528,871	99	3,459,672	105	1,865,214	81
年度	舗装工事		造園工事		水道施設工事		その他工事	
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数
23	1,181,285	96	576,380	20	3,257,241	109	3,683,455	242
24	1,435,751	85	409,759	11	4,215,210	101	5,323,567	273
25	2,472,688	125	468,135	13	3,725,369	96	6,448,851	307
26	1,611,945	74	133,202	7	3,461,424	79	8,064,342	271
27	1,945,762	86	122,888	4	3,574,728	78	5,394,476	262
年度	測量等委託		保守点検		合 計			
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額		件 数	
23	2,677,744	707	212,505	113	37,039,932		2,021	
24	4,108,132	814	238,580	114	43,384,596		2,111	
25	4,790,380	837	186,318	88	45,459,158		2,184	
26	4,366,007	666	185,906	82	50,117,686		1,822	
27	4,443,623	574	237,499	90	40,754,039		1,710	

※造園・花苗業務委託については測量等委託で計上するもの。

9 情報化推進（情報政策課）

熊本市が地域の特色を生かした活力あるまちづくりを推進するうえで、地域のニーズや市役所内部のニーズに基づく新たな情報化への取り組みが求められている。

高度情報化社会において、市民の一人ひとりがＩＣＴ（情報通信技術）を有効に活用し、市役所においても効率的で質の高い行政運営を実現するための方策を具体化する必要があることから、熊本市の地域社会全体を視野に置いた総合的な情報化計画として、平成９年７月に情報化基本計画、平成１０年３月に情報化実施計画（第１次）、平成１５年４月に情報化実施計画（第２次）、平成１９年３月に情報化計画を策定し、情報化の推進を図ってきた。これに引き続き、平成２４年６月にＩＣＴ推進計画を策定し、情報化施策を推進している。

（１）熊本市ＩＣＴ推進計画（平成２４～２８年度）

ア 基本的事項

１．計画の趣旨

これまで本市が実施してきた情報化を進化させ、本市が目指す九州・東アジアの交流拠点としての成長と日本一暮らしやすい政令指定都市づくりを情報化の側面から推進するとともに、適切で効率的なサービスを将来にわたって安定的・継続的に提供できる行政運営の実現と、市民協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、「熊本市ＩＣＴ推進計画（平成２４年度～平成２８年度）」を策定した。

２．計画の位置付け

本計画では、市の最上位計画である「熊本市第６次総合計画」に加え、「熊本市政令指定都市ビジョン」との整合性も視野に入れて策定した。

全ての市民がＩＣＴサービスの恩恵を享受できるため、市民・地域の情報化ニーズ、情報化社会への対応、国や県の情報化政策などを踏まえた情報化の理念及び構想を定め、今後実施していく基本的な施策を示すことで、本市における総合的な情報化推進計画として位置づけている。

３．計画の期間

本計画の期間は、平成２４年度から平成２８年度までの５年間とする。

イ 情報化の基本方針

１ 基本理念 『九州ど真ん中！ 人々が集い躍動する 情報交流拠点 e政令指定都市くまもと』

本計画では、市民に普及が進むＩＣＴを有効に活用し、すべての市民が情報化の恩恵を享受できる環境の整備を図る。

市民生活の利便性向上や地域の活性化などにおいては、市民が主体となる情報化の推進にも取組んでいく。また、九州の中央に位置する地理的優位性を活かして、九州全域、さらには日本全国、東アジアも視野に入れ、情報交流拠点として成長していくとともに、情報化の側面からも、市民はもとより観光客や企業から「選ばれる都市くまもと」の実現を目指す。

２ 情報化ビジョン

ビジョン１ 便利で身近なe情報サービスの拡充

各種行政手続きや観光、交通など本市に関する様々な情報を積極的かつタイムリーに提供するとともに、多様化・高度化する情報化ニーズを的確に把握し、いつでも、どこでも、便利で身近な情報サービスを拡充する。

ビジョン２ 市民に信頼されるスリムなe市政運営の推進

ＩＣＴを活用し、行政事務の一層の効率化、情報システムコストの抑制を図るとともに、透明性・公平性のあるＩＴガバナンスを確立し、市民に信頼されるスリムな市政運営を推進する。

ビジョン３ 安全・安心で暮らしやすいeまちづくりの推進

防災、子育て、医療などの分野はもとより、地域活性化や環境保護施策においてもＩＣＴを有効に活用するとともに、地域のコミュニティ活動を促進し、安全・安心で暮らしやすいまちづくりを推進する。

ウ 情報システム整備計画

ビジョンごとに具体的取り組みを示す。

ビジョン１ 「みんなに役立つ情報発信」として、市ホームページの拡充など ５施策

「いつでもどこでも簡単・便利な行政手続きの提供」として、市民視点の窓口サービスの向上など
４施策

「伝える・伝わる市民の声市民参画支援」として、市民の声データベースの活用強化 １施策

ビジョン２ 「ＩＣＴライフサイクルを考慮した効率的で経済的な最適化」として、情報システムの最適化など
６施策

「透明性・公平性のあるＩＴガバナンスの確立」として、ＩＴガバナンスの強化など ３施策

ビジョン３ 「コミュニティ活動の支援」として、コミュニティ活動の情報交流支援 １施策

「安全・安心の強化・拡充」として、防災情報収集・提供の強化など ３施策

「子育て、学習支援」として、ＩＣＴを活用した学校教育の充実など ２施策

「健康・高齢者支援」として、健康づくり支援の推進など ２施策

「地域産業の活性化支援」として、農商工連携・交流の促進など ３施策

「環境の保護・維持」として、環境教育・エコライフの推進 １施策

エ 情報化推進方策

１ 推進体制の整備

本市の情報化を推進するにあたっては、総合的かつ確実な実施が求められる。そのため、庁内の情報化をより一層推進し、市民や関連団体等との連携・協働により、全ての市民が情報化の恩恵を享受できる情報化推進体制の整備を図っていく。

２ 進行管理方法の確立

「情報化推進体制」において、各情報化施策・事業の進行状況を一元的に管理し、評価・改善するマネジメントサイクル（PDCA サイクル：Plan→Do→Check→Action）を確立していく。

具体的には、所管部署において本計画の「事業の最終目標」や「事業年度目標」に基づき、情報化施策・事業を実施し、その実施状況を情報化推進協議会へ報告。情報化推進協議会では、各情報化施策・事業や計画全体を評価し、改善方針を決定する。この改善方針に従って、計画全体や情報化施策・事業内容、事業目標などについて見直しを実施する。

３ ＩＣＴ人材の育成

ＩＣＴ人材の育成にあたっては、大きく４つの基本的な方向性を定めている。

「情報活用能力」・・・情報化を推進する上で、全ての基盤となり、必要不可欠である。

「情報セキュリティ対策」・・・住民情報、税情報や福祉情報など個人情報扱う上で重要であり、情報化を推進する上では「情報活用能力」と併せて車の両輪となる。

「ユーザビリティの確保」・・・市民の利便性を向上する上で市民へサービスや情報を提供する際に必要となる。

「システムマネジメント能力」・・・これからは適切にシステム開発時の進捗管理等を担えるようなＩＣＴ推進リーダーを育てる必要がある。

（２）電子自治体推進事業

国のＩＣＴ推進政策及び、本市の情報化計画を受け更なる効率的な電子自治体の運営の実現をはかるため、次の事業を行う。

平成１５年度に熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会を設置し、「電子申請受付システム」の共同開発運用を開始し、順次手続きの電子化推進及び利用拡大を進めてきた。また、平成２３年度のシステム更改時には民間ＡＳＰ方式に移行し、費用縮減に取り組んだ。今後とも更なる利用促進を目指す。

平成１９年度より熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会を中心に展開される地図基盤の整備を推進するために汎用型ＧＩＳ共同利用事業へ参加し、全庁的な利用推進を行う。

（３）庁内ネットワーク整備事業

ア 構築の目的

庁内ネットワークを基盤として様々な情報ネットワークを拡充することにより、インターネット等を活用した情報の提供や収集、各課相互のオンライン化による情報の共有、各種業務システムとの連携など、行政運営の更なる高度・効率化を図る。

イ 経緯

- ・平成１０年度 庁内ネットワーク構築に関する基本調査
- ・平成１１年度 庁内ネットワーク構築の実施設計
- ・平成１１年１０月 第５回熊本市情報化推進協議会において、庁内ネットワーク構築の基本的な整備方針を承認
- ・平成１２年６月 地域イントラネット基盤整備事業交付金決定（郵政省（当時））
- ・平成１２年度 本庁舎等のＬＡＮ整備、システム開発等の実施
- ・平成１３年４月 庁内ネットワーク（Ｃネット）の運用開始
- ・平成１３年度 出先施設等のＬＡＮ整備
- ・平成１４年度 本庁舎（議会棟）のＬＡＮ整備
- ・平成１５年度 出先施設（小中学校等）のＬＡＮ整備
- ・平成２０年度 富合町合併によるＬＡＮ整備
- ・平成２１年度 城南町・植木町合併によるＬＡＮ整備
- ・平成２３年度 政令指定都市へ移行に伴う区役所及び出先施設のＬＡＮ整備
庁内ネットワーク再構築に関する基本計画策定
- ・平成２４年度 庁内ネットワーク再構築の実施設計
- ・平成２５年度 庁内ネットワーク再構築
- ・平成２８年度 庁内ネットワークセキュリティ強化

(4) 総合行政情報システム

ア 情報システムの現状

1 導入の目的

コンピュータの持つ優れた情報処理機能や高速演算機能を、これらを適用できる行政の各分野に有効適切に利用することによって、市民サービスの向上、行政事務の簡素・効率化、行政運営の近代化を図ることを目的とする。

2 システムの概要

総合行政情報システムは、昭和60年度に汎用機（ホスト）を導入して以来、平成19年度にHAWネット、平成24年度にAネットが稼動し、合計55業務が稼動している。

本庁と各区役所・総合出張所・出張所等の出先機関と専用の通信回線により接続し、オンラインシステムとして運用している。また帳票の出力や、データの一括更新等はバッチシステムとして短時間で大量の処理を行っている。

イ 電算システム稼動業務一覧

1 ホスト

稼動年度	番号	業務名	稼動年度	番号	業務名
昭和 60	1	住民記録	平成 8	15	母子寡婦福祉資金貸付
昭和 61	2	行政基本	平成 15	16	市税基本
	3	下水道水洗化貸付金償還	平成 16	17	市税収滞納支援
昭和 62	4	軽自動車税		18	市民税課税支援
	5	市・県民税	平成 17	19	諸税管理（事業所・市たばこ・入湯）
	6	税収納管理		20	諸税収納
	7	法人市民税		21	固定資産税家屋評価
	8	固定資産税		22	税地図情報
昭和 63	9	母子医療事務		23	税ファイリング
	10	老人福祉事務	平成 18	24	固定資産税異動管理
	11	障害福祉事務	平成 19	25	保健福祉総合連携
	12	生活保護	平成 22	26	子ども手当
平成 元	13	乳児医療	平成 23	27	住記連携
平成 7	14	特別土地保有税		28	児童手当

2 HAWネット

稼動年度	番号	業務名	稼動年度	番号	業務名
平成 19	1	障がい者福祉	平成 20	9	更生医療給付
	2	障がい者手当		10	精神通院医療
	3	障がい者支援		11	貸付金（災害援護）
平成 20	4	総合相談		12	さくらカード管理
	5	子育て給付		13	健康管理
	6	子育て支援		14	予防接種管理
	7	高齢者福祉	平成 26	15	臨時福祉給付金
	8	手帳交付管理	平成 27	16	子ども子育て支援
				17	障がい者自立支援

3 A ネット

稼働年度	番号	業務名	稼働年度	番号	業務名
平成 24	1	共通基盤	平成 26	6	選挙
	2	住民記録／印鑑登録	平成 27	7	国民健康保険
平成 25	3	戸籍		8	介護保険
	4	住基ネット		9	国民年金
	5	住居表示証明／就学			

ウ 情報システムの将来

1 最適化基本計画の策定

総合行政情報システムは稼働開始以来、長期間にわたり拡張と改修が繰り返されてきたため、システムの老朽化・複雑化が進行している。また、独占的契約形態、他システムとの連携、セキュリティの強化、運用時間の延長等様々な課題を抱え、抜本的な見直しを行う時期を迎えている。

この様な問題点を解決するために、「市民サービスの向上」「業務の改善」「開発・運用・保守にかかる費用の適正化」「情報セキュリティの確保」を基本方針とした総合行政情報システム全体の最適化を行う基本計画を平成 21 年度に策定した。

2 最適化基本計画の実施内容

最適化基本計画を基に、平成 24 年 4 月の政令指定都市移行、同 7 月の住民基本法改正等を踏まえ、平成 22 年度より住民情報系システムの一次（住民記録・印鑑登録）開発に着手し、平成 23 年度の共通基盤システム一次開発を完了した。平成 25 年度には、住民情報系システム（戸籍、住基ネット、住居表示証明／就学、選挙）や共通基盤システムの 2 次構築を完了した。平成 27 年度には、保険料系の構築を完了した。税務系、福祉系システムについては、社会保障・税番号制度への対応を考慮しつつ、業務の効率化・市民サービスの向上等の観点から再構築を行っているところ。

（5）情報セキュリティ対策

ア セキュリティポリシーの策定

各情報システムが取り扱う情報には、市民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報など、外部への漏洩等が発生した場合には極めて重大な結果を招く情報が多数含まれており、情報資産及び情報資産を取り扱うネットワーク及び情報システムを様々な脅威から防御することが、市民の財産、プライバシーを守るためにも、また、事務の安定的な運営のためにも必要不可欠である。

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策（情報セキュリティ対策）を整備するため、本市の情報セキュリティポリシーとなる「熊本市情報セキュリティ基本方針」及び「熊本市情報セキュリティ対策基準」を平成 19 年 1 月に策定し、改訂を重ねながら、情報セキュリティ対策に取り組んでいる。

イ 情報セキュリティ監査

情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、平成 19 年度から計画的に監査を実施し、各情報システムのセキュリティ対策の状況を評価し、各種対策の見直し等を行っている。

10 統計（総務課）

（1）基幹統計調査の実施

主な基幹統計調査

調査名	調査年次	調査内容
国勢調査（総務省）	5年毎	日本に居住するすべての日本人、外国人を対象に人口・世帯・就業構造等の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料とする。
住宅・土地統計調査（総務省）	5年毎	住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を明らかにして、その状況と推移を地域別に明らかにする。
就業構造統計調査（総務省）	5年毎	国民の就業・不就業の実態に関する基本的構造を地域別に明らかにする。
工業統計調査（経済産業省）	毎年 ※経済センサス活動調査年は中止	製造業に属する事業所について、生産要素、生産活動成果などを業種別、地域別に調査して工業の実態を明らかにする。
商業統計調査（経済産業省）	5年毎	商店を漏れなく調査し、商店分布状況や販売活動の実態及び商店の流通状況を明らかにする。
農林業センサス（農林水産省）	5年毎	農林業における生産、就業等に関する基本構造の実態の変化を明らかにする。
全国消費実態調査（総務省）	5年毎	国民生活の実態について、家計の収支、貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国・地域別世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする。
漁業センサス（農林水産省）	5年毎	漁業の実態を明らかにし統計資料を整備することを目的とする。
経済センサスー基礎調査 経済センサスー活動調査 （総務省、経済産業省）	それぞれ5年毎	経済活動の実態を経理的側面から捉えようとするもの。従来大きく区分された産業分野毎に、異なる年次及び周期で実施されていたものを統一して実施し、同一時点における我が国全体の産業を対象とした包括的な産業構造統計の整備及び統計精度の向上を図る。 事業所・企業統計調査、サービス業基本調査、商業統計調査、工業統計調査等が経済センサスに統廃合される予定である。

（２）統計刊行物の発行

基幹統計調査等の統計調査結果を速やかに公表し、諸施策の基本資料とするために各種の統計調査結果報告書を作成するとともに市独自に統計書、市勢要覧等を作成する。

平成１５年度からは、これらの刊行物を熊本市ホームページ上で公表している。

（統計調査結果報告書）

- ① 熊本市の人口（国勢調査結果）
- ② 経済センサス活動調査結果（事業所等に関する集計結果）
- ③ 熊本市の商業（商業統計調査結果報告書）
- ④ 熊本市の工業（工業統計調査結果報告書）
- ⑤ 熊本市の農業（農林業センサス結果報告書）

（市独自の統計刊行物）

- ① 熊本市統計書
- ② グラフでみるくまもと

（３）統計情報室の運営

本市及び行政機関、その他公共団体及び公共的団体が発行した刊行物で、その内容が統計に関連があるものを収集し、市民及び市職員、他の官公庁職員等に対して閲覧、貸出及び複写に供している。

当資料室は、昭和５６年１１月の新庁舎落成に伴い開設した。

平成１０年度にはパソコンを導入し、統計情報室内にて資料検索を実施。

平成１３年２月よりインターネットの熊本市ホームページ中で資料検索システム及び人口統計表の提供を行っている。

平成１６年４月より情報プラザへ市刊行物を移管したのを機に、統計情報室と名称を改め、蔵書も各種統計調査結果に関するものを主としている。

統計情報室利用状況

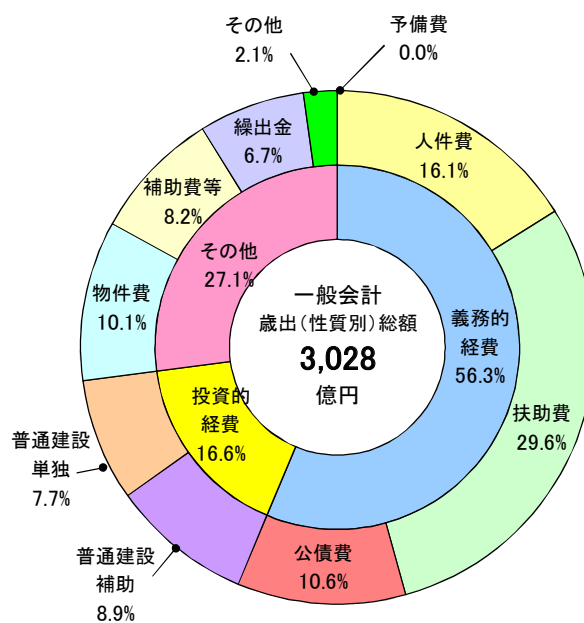
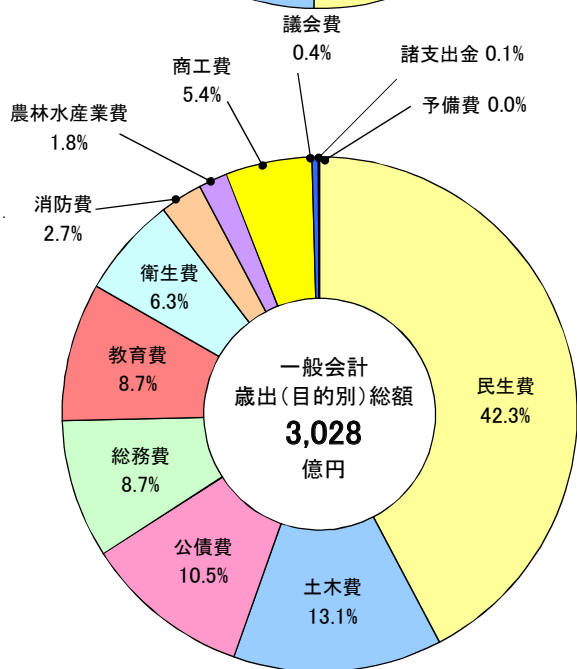
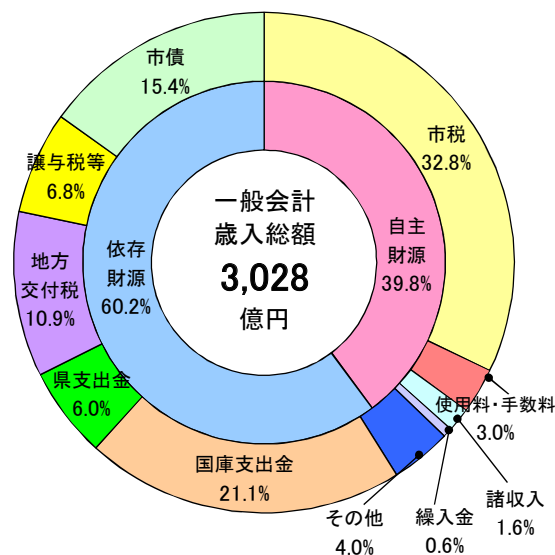
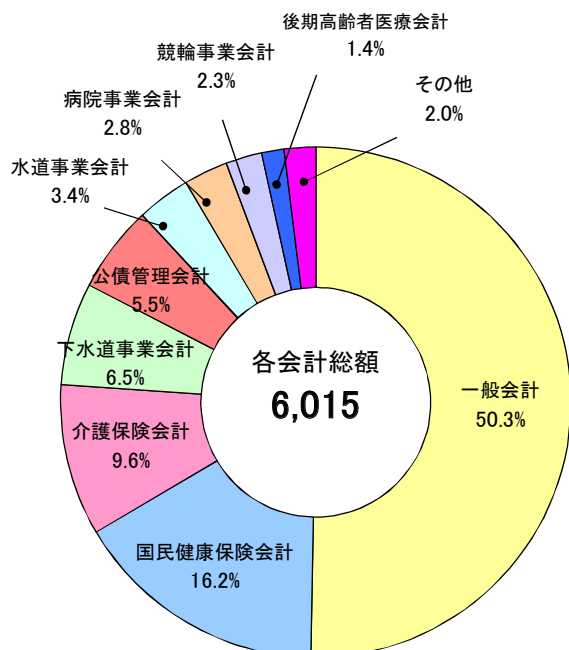
年 度	利 用 者 数	利 用 冊 数	蔵 書 数
22	100	190	20,124
23	72	162	9,217
24	16	19	9,376
25	21	54	9,219
26	11	14	9,457
27	0	0	7,268

※平成24年以降の利用者及び利用冊数は図書複写を行ったもののみ計上

1 1 財政（財政課）

（1）平成28年度当初予算図表

総財



(2) 当初予算総括表

(単位:千円)

区 分 会 計 名						
	平成27年度 (A)	構成比 (%)	平成28年度 (B)	構成比 (%)	比 較 (B - A)	伸率 (%)
一 般 会 計	296,210,000	50.1	302,810,000	50.3	6,600,000	2.2
特 別 会 計	212,058,783	35.9	219,657,978	36.5	7,599,195	3.6
国民健康保険会計	95,596,549	16.2	97,591,637	16.2	1,995,088	2.1
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	240,000	0.1	224,000	0.0	△ 16,000	△ 6.7
介護保険会計	54,834,619	9.3	57,985,589	9.6	3,150,970	5.7
後期高齢者医療会計	8,123,200	1.4	8,283,459	1.4	160,259	2.0
食肉センター会計	162,838	0.0		0.0	△ 162,838	皆減
農業集落排水事業会計	196,108	0.0	182,608	0.0	△ 13,500	△ 6.9
産業振興資金会計	3,528,000	0.6	3,528,000	0.6	0	0.0
食品工業団地用地会計	67,160	0.0	64,787	0.0	△ 2,373	△ 3.5
競輪事業会計	12,569,803	2.1	13,506,673	2.3	936,870	7.5
地下駐車場事業会計	174,870	0.0	167,094	0.0	△ 7,776	△ 4.4
都市開発資金貸付事業会計	2,010,000	0.4	3,013,000	0.5	1,003,000	49.9
熊本駅西土地区画整理事業会計	762,913	0.1	907,715	0.2	144,802	19.0
植木中央土地区画整理事業会計	1,354,228	0.2	1,270,877	0.2	△ 83,351	△ 6.2
奨学金貸付事業会計	173,650	0.0	173,840	0.0	190	0.1
公債管理会計	32,264,845	5.5	32,758,699	5.5	493,854	1.5
一般会計・特別会計合計	508,268,783	86.0	522,467,978	86.8	14,199,195	2.8
企 業 会 計	82,511,633	14.0	79,059,309	13.2	△ 3,452,324	△ 4.2
病院事業会計	17,180,262	2.9	16,986,166	2.8	△ 194,096	△ 1.1
水道事業会計	20,420,405	3.5	20,273,425	3.4	△ 146,980	△ 0.7
下水道事業会計	41,685,537	7.1	38,715,842	6.5	△ 2,969,695	△ 7.1
工業用水道事業会計	7,425	0.0	6,997	0.0	△ 428	△ 5.8
交通事業会計	3,218,004	0.5	3,076,879	0.5	△ 141,125	△ 4.4
総 計	590,780,416	100.0	601,527,287	100.0	10,746,871	1.8

(3) 一般会計当初予算性質別集計表

(単位：千円)

区 分 性質別		平成27年度 (A)		平成28年度 (B)		比 較 (B-A)	伸率 (%)
			構成比 (%)		構成比 (%)		
	人 件 費	49,075,315	16.6	48,781,386	16.1	△ 293,929	△ 0.6
	扶 助 費	86,162,783	29.1	89,691,843	29.6	3,529,060	4.1
	公 債 費	31,461,897	10.6	31,956,689	10.6	494,792	1.6
	義 務 的 経 費	166,699,995	56.3	170,429,918	56.3	3,729,923	2.2
	普通建設(補助)	23,685,212	8.0	26,805,898	8.9	3,120,686	13.2
	普通建設(単独)	21,317,949	7.2	23,408,694	7.7	2,090,745	9.8
	災 害 復 旧 費			54,200	0.0	54,200	皆増
	投 資 的 経 費	45,003,161	15.2	50,268,792	16.6	5,265,631	11.7
	物 件 費	32,118,350	10.8	30,448,767	10.1	△ 1,669,583	△ 5.2
	維 持 補 修 費	3,131,761	1.1	2,999,837	1.0	△ 131,924	△ 4.2
	補 助 費 等	25,140,305	8.5	24,808,474	8.2	△ 331,831	△ 1.3
	積 立 金	1,739,735	0.6	1,530,855	0.5	△ 208,880	△ 12.0
	投資及び出資金	2,229,220	0.8	1,713,989	0.6	△ 515,231	△ 23.1
	貸 付 金	40,000	0.0	40,000	0.0	0	0.0
	繰 出 金	19,987,473	6.7	20,449,368	6.7	461,895	2.3
	そ の 他 の 経 費	84,386,844	28.5	81,991,290	27.1	△ 2,395,554	△ 2.8
	予 備 費	120,000	0.0	120,000	0.0	0	0.0
	合 計	296,210,000	100.0	302,810,000	100.0	6,600,000	2.2

総財

(4) 一般会計決算の推移

(歳入)

区 分 \ 年 度	23			24			25			26			27		
	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)
自 主 財 源	120,303,478	44.5	1.2	119,320,183	43.3	△ 0.8	121,477,973	41.2	1.8	128,255,200	43.0	5.6	126,574,886	41.1	△ 1.3
市 税	93,863,490	34.7	1.2	94,594,913	34.2	0.8	96,099,841	32.6	1.6	98,325,268	33.0	2.3	98,989,897	32.1	0.7
分担金及び負担金	3,923,438	1.4	△ 0.1	4,048,455	1.5	3.2	4,112,353	1.4	1.6	4,792,934	1.6	16.5	4,486,961	1.5	△ 6.4
使用料及び手数料	8,282,296	3.1	△ 0.4	8,788,545	3.2	6.1	8,816,465	3.0	0.3	8,874,742	3.0	0.7	8,816,016	2.9	△ 0.7
財 産 収 入	781,338	0.3	40.8	710,171	0.3	△ 9.1	356,858	0.1	△ 49.8	371,439	0.1	4.1	670,297	0.2	80.5
寄 附 金	57,272	0.0	△ 68.4	61,396	0.0	7.2	61,165	0.0	△ 0.4	200,039	0.1	227.0	107,708	0.0	△ 46.2
繰 入 金	4,738,860	1.7	173.3	2,991,911	1.1	△ 36.9	3,747,128	1.3	25.2	5,973,327	2.0	59.4	3,589,136	1.2	△ 39.9
繰 越 金	4,474,558	1.7	△ 45.8	3,707,361	1.4	△ 17.1	3,273,353	1.1	△ 11.7	4,808,137	1.6	46.9	5,583,002	1.8	16.1
諸 収 入 (収益及び受託事業収入除く)	3,982,226	1.5	39.4	2,659,178	1.0	△ 33.2	3,012,883	1.0	13.3	2,994,157	1.0	△ 0.6	2,627,281	0.8	△ 12.3
収 益 事 業 収 入	200,000	0.1	△ 33.3	1,758,253	0.6	779.1	1,997,927	0.7	13.6	1,915,157	0.6	△ 4.1	1,704,588	0.6	△ 11.0
依 存 財 源	150,072,786	55.5	0.6	157,017,557	56.7	4.6	173,056,977	58.8	10.2	170,120,870	57.0	△ 1.7	181,807,826	58.9	6.9
地 方 譲 与 税	1,834,772	0.7	△ 2.2	2,293,283	0.8	25.0	2,203,108	0.7	△ 3.9	2,084,479	0.7	△ 5.4	2,197,591	0.7	5.4
利子割交付金	234,402	0.1	△ 29.0	186,942	0.1	△ 20.2	186,237	0.1	△ 0.4	156,772	0.1	△ 15.8	133,179	0.0	△ 15.0
配当割交付金	99,625	0.0	11.7	127,196	0.0	27.7	180,931	0.1	42.2	566,107	0.2	212.9	482,243	0.2	△ 14.8
株式等譲渡所得割交付金	31,667	0.0	△ 17.5	32,505	0.0	2.6	36,799	0.0	13.2	565,063	0.2	1,435.5	411,091	0.1	△ 27.2
地方消費税交付金	7,227,957	2.7	0.8	7,289,235	2.6	0.8	7,225,800	2.5	△ 0.9	8,689,916	2.9	20.3	14,405,390	4.7	65.8
自動車取得税交付金	262,270	0.1	△ 18.9	489,715	0.2	86.7	393,236	0.1	△ 19.7	183,988	0.1	△ 53.2	292,443	0.1	58.9
軽油引取税交付金				2,911,265	1.1	皆増	3,155,939	1.1	8.4	2,371,485	0.8	△ 24.9	2,776,281	0.9	17.1
ゴルフ場利用税交付金	14,747	0.0	5.2	14,080	0.0	△ 4.5	13,187	0.0	△ 6.3	12,467	0.0	△ 5.5	11,479	0.0	△ 7.9
地方特例交付金	927,251	0.3	△ 17.9	325,534	0.1	△ 64.9	346,055	0.1	6.3	362,777	0.1	4.8	382,726	0.1	5.5
地 方 交 付 税	44,938,393	16.6	10.9	38,982,155	14.1	△ 13.3	36,428,866	12.4	△ 6.5	35,109,040	11.8	△ 3.6	33,748,477	10.9	△ 3.9
交通安全対策特別交付金	158,080	0.1	△ 2.7	348,477	0.1	120.4	332,404	0.1	△ 4.6	286,552	0.1	△ 13.8	295,730	0.1	3.2
国有提供施設等所在市町村助成交付金	5,685	0.0	△ 10.0	5,117	0.0	△ 10.0	5,155	0.0	0.7	5,016	0.0	△ 2.7	5,033	0.0	0.3
国 庫 支 出 金	49,275,854	18.2	6.0	50,064,654	18.1	1.6	61,024,988	20.7	21.9	62,227,547	20.8	2.0	64,891,840	21.1	21.1
県 支 出 金	13,244,069	4.9	△ 10.0	13,426,591	4.9	1.4	17,699,545	6.0	31.8	13,944,577	4.7	△ 21.2	17,967,580	5.8	28.8
受 託 事 業 収 入	144,114	0.1	△ 42.0	110,008	0.0	△ 23.7	247,427	0.1	124.9	392,484	0.1	58.6	569,543	0.2	45.1
市 債	31,673,900	11.7	△ 12.1	40,410,800	14.6	27.6	43,577,300	14.8	7.8	43,162,600	14.4	△ 1.0	43,237,200	14.0	0.2
うち臨時財政対策債	12,604,500	4.7	0.9	20,004,000	7.2	58.7	22,031,600	7.5	10.1	21,939,100	7.4	△ 0.4	19,028,200	6.2	△ 13.3
合 計	270,376,264	100.0	0.9	276,337,740	100.0	2.2	294,534,950	100.0	6.6	298,376,070	100.0	1.3	308,382,712	100.0	3.4

(歳出)															
区 分	年 度									26			27		
	23			24			25			決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)
議 会 費	1,255,792	0.5	27.1	1,160,893	0.4	△ 7.6	1,079,424	0.4	△ 7.0	1,120,026	0.4	3.8	1,175,645	0.4	5.0
総 務 費	30,984,168	11.6	△ 0.5	27,410,999	10.1	△ 11.5	32,256,260	11.1	17.7	29,694,665	10.1	△ 7.9	29,349,582	9.7	△ 1.2
民 生 費	109,587,226	41.1	6.7	113,880,313	41.7	3.9	116,828,191	40.3	2.6	122,483,204	41.8	4.8	125,392,838	41.3	2.4
衛 生 費	20,322,128	7.6	4.2	18,866,296	6.9	△ 7.2	18,584,687	6.4	△ 1.5	19,807,410	6.8	6.6	25,748,017	8.5	30.0
農 林 水 産 業 費	4,271,120	1.6	△ 31.7	4,335,711	1.6	1.5	10,586,266	3.6	144.2	5,433,488	1.9	△ 48.7	5,760,295	1.9	6.0
商 工 費	7,788,667	2.9	16.5	5,198,578	1.9	△ 33.3	4,519,919	1.6	△ 13.1	4,667,661	1.6	3.3	5,423,045	1.8	16.2
土 木 費	27,543,279	10.3	2.2	35,231,837	12.9	27.9	40,243,307	13.9	14.2	41,703,153	14.2	3.6	42,226,336	13.9	1.3
消 防 費	7,716,038	2.9	△ 3.5	8,003,106	2.9	3.7	8,275,824	2.8	3.4	8,816,843	3.0	6.5	9,409,764	3.1	6.7
教 育 費	22,627,553	8.5	△ 2.0	24,466,999	9.0	8.1	23,713,912	8.2	△ 3.1	25,997,669	8.9	9.6	26,249,345	8.7	1.0
災 害 復 旧 費	138,509	0.1	皆増	338,883	0.1	144.7	181,831	0.1	△ 46.3	53,580	0.0	△ 70.5	448,553	0.1	737.2
公 債 費	32,783,623	12.3	△ 9.6	32,593,072	11.9	△ 0.6	32,040,892	11.1	△ 1.7	31,628,269	10.8	△ 1.3	31,081,649	10.2	△ 1.7
諸 支 出 金	1,650,800	0.6	△ 14.2	1,577,700	0.6	△ 4.4	1,416,300	0.5	△ 10.2	1,387,100	0.5	△ 2.1	1,100,300	0.4	△ 20.7
合 計	266,668,903	100.0	1.2	273,064,387	100.0	2.4	289,726,813	100.0	6.1	292,793,068	100.0	1.1	303,365,369	100.0	3.6

(5) 財政指標（普通会計ベース）

年 度 区 分	23			24			25			26			27		
		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数
基準財政需要額	114,037,005	2.7	103	114,629,853	0.5	103	113,667,858	△0.8	102	114,449,344	0.7	103	116,040,808	1.4	105
基準財政収入額	74,656,128	2.0	102	78,017,418	4.5	107	79,431,345	1.8	109	81,511,700	2.6	111	84,722,897	3.9	116
標準税収入額	96,891,527	2.2	102	101,434,508	4.7	107	103,496,890	2.0	109	105,647,856	2.1	111	108,744,670	2.9	115
標準財政規模	152,134,398	4.4	104	158,050,999	3.9	108	159,765,089	1.1	110	160,524,751	0.5	110	159,090,833	△0.9	109
財政力指数	0.67			0.66			0.68			0.70			0.71		
実質収支比率 (%)	2.2			1.8			2.1			1.9			2.6		
経常収支比率 (%)	90.5			89.1			89.5			90.6			90.9		
公債費比率 (%)	—			—			—			—			—		
実質赤字比率 (赤字なし)	—			—			—			—			—		
連結実質赤字比率 (赤字なし)	—			—			—			—			—		
実質公債費比率 (%)	11.8			11.1			10.6			9.9			9.6		
将来負担比率 (%)	125.3			120.7			122.5			122.4			125.5		

12 公共施設等総合管理計画（資産マネジメント推進室）

本市では、市民生活を支える学校、市営住宅、行政施設等の建築物や道路、橋梁、下水道といったインフラ資産を多数保有しているが、これらは、高度成長期やバブル経済期以降の経済対策によって整備されたものが相当数に上り、今後の老朽化による更新の際、多額の費用が集中的に必要となることが懸念されている。

このような中、国は「インフラ長寿命化基本計画」（H25.11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）及び「公共施設等の総合的な管理の推進について」（H26.4.22 総務大臣通知）において、全地方公共団体に対して、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、少子高齢化の進展や人口減少社会を見据えた公共施設等の適正配置を実現すべく「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しているところである。

本市は、今後、国の要請を踏まえて、平成27年度に作成した「熊本市施設白書」を基礎資料として、平成28年度までに当該計画を策定することとしている。

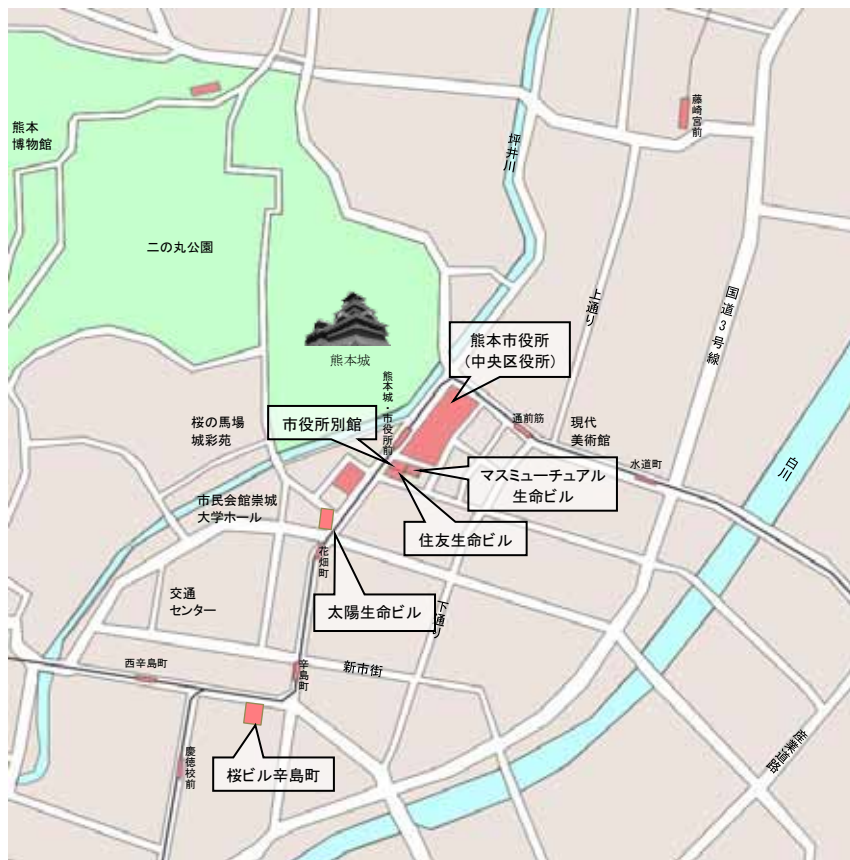
13 市庁舎概要（管財課）

市庁舎は、昭和54年3月に着工、昭和56年11月落成。庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状については高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式を取り入れている。また、外壁の色調は渋い茶褐色とし、お城の緑と調和を図っている。平成24年4月の政令指定都市移行に伴い、1階から3階に中央区役所を配置している。

（1）建物概要

所 在 地	中央区手取本町1番1号		
敷 地 面 積	10,007.20㎡		
建 築 面 積	5,583.54㎡		
延 床 面 積	39,686.57㎡（他に駐輪場83.70㎡がある）		
構 造 ・ 規 模	高層棟	鉄骨造	地下2階地上15階建
	議会棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	地上6階建
高 さ	高層棟	軒高62.10m	
	議会棟	軒高26.00m	
工 期	着 工	昭和54年 3月17日	
	竣 工	昭和56年10月31日	
総 事 業 費	112億2,000万円		
財 源 内 訳	基 金	62億5,000万円	
	起 債	47億3,000万円	
	一般財源	2億4,000万円	
事業費内訳	建築工事	65億3,000万円	
	設備その他工事	36億6,000万円	
	委託費	5億6,000万円	
	備品費	4億7,000万円	

庁舎位置図



住友生命ビル	
選挙管理委員会事務局 (選挙管理委員会室)	9
農業委員会事務局 (農業委員会室)	
人事委員会事務局 (人事委員会室)	
監査事務局 (監査委員会室)	6
都市政策研究所 情報化研修ルーム ごみゼロコール	5
熊本博物館(仮事務所) 熊本市歴史文書資料室	4
情報政策課分室	3

桜ビル辛島町	
熊本城総合事務所 熊本城調査研究センター 熊本城復旧復元プロジェクト	4

市役所別館	
大会議室	8
(国保年金課分室) (情報政策課分室)	7
青少年教育課 統計情報課	6
生活安全課 消費者センター	5
自転車駐車場	4 1

太陽生命ビル	
臨時福祉給付金交付室	7

マスミューチュアル生命ビル	
人権教育指導室 教職員課	8
施設教育委員課	7
教育長室 教育政策課	6
学務指導課	5
健康教育課 総合支援教育室 (特別支援教育室)	4
技術管理課 工事契約課	3
契約政策課 オンブズマン事務局	2

※数字は階層

本 庁 舎

				階段15																		
		機械室		機械室																		
		レストラン		展望ロビー（営繕課家屋応急修理執務室）		大ホール（生活再建支援総合相談窓口）		14														
		生活再建支援課		土木管理課		人権推進総室（自転車対策室）		用地調整課		13												
		住宅再建支援課		公園課		土木総務課		道路整備課			河川課											
		スポーツ振興課		農業支援課		農業・ブランド戦略課		農水局長室		12												
		農地整備課		男女共同参画課		生涯学習課		地域活動推進課			地域政策課	市民局長室（社会保障税番号室）										
		障がい保健福祉課				開発景観課				交通政策総室		11										
		建築指導課		建築審査室		都市政策課				都市建設局長室												
		保育幼稚園課				保護管理援護課				子ども支援課		10										
		高齢介護福祉課（地域包括ケア推進室）				健康福祉政策課				健康福祉局長室												
		建築政策課（建築物安全推進室）				住宅課				市営住宅管理センター		9										
		設備課				営繕課（建築保全室）				都心活性推進課												
		観光政策課				イベント推進課				文化振興課（埋蔵文化財調査室）		8										
		広聴課		新ホール開設準備室		産業振興課		商業金融課		経済政策課			経済観光局長室（企業立地推進室）	（しごとづくり推進室）								
		浄化対策課		ごみ減量推進課（事業ごみ対策室）				震災廃棄物対策課				廃棄物計画課		7								
		環境施設整備室		水保全課		環境共生課		環境政策課（温暖化対策室）				環境局長室										
		労務厚生課		人事課				職員厚生会事務センター				管財課		6								
		債権管理課		指導監査課		法制課		国際課		コンプライアンス推進室		総務課			総務局長室							
常任委員会室 特別委員会室						秘書課		副市長室				市長室		5								
議場 議員控室		渡り廊下		政策局長室		政策企画課		復興総務課				資産マネジメント推進室		4								
				市政記者室		広報課		財政課				財政局長室										
議長室 議員控室 議会事務局 総務課 議事課 調査課		副議長室 議会事務局長室		熊本市役所職員組合		情報政策課		浄書室		第一職員労働組合		危機管理防災総室		3								
												保健子ども課										
常任委員会室 予算決算委員会室				保護課		税制課		課税管理課		中央税務課		納税課 （特別滞納対策室）		会計管理者室		2						
議運・理事会室 議会図書室				福祉相談支援センター				自立支援センター						会計総室								
福祉課		中央区長室		総務企画課		市政情報プラザ		マイナンバーセンター		国保年金課		区民課		1								
まちづくり推進課		ATM		水道料金納入所		総合案内		パスポートセンター（時間外証明窓口）				指定金融機関										
				展示コーナー		美容室		文書集配室		ATM		衛生管理室		食堂		防災センター		守衛室		時間外出入口		地下1
				写真店		時計店		売店		郵便局		公用車集中管理室		住宅再建支援課分室		公用車駐車場						
				機械室												中央監視室						地下2

総財

議会棟

行政棟

(2) 熊本市役所駐車場

公用又は来庁のための利用に供することを目的に建設したものであり、災害時における車両基地としての役割を併せ持っている。

所 在 地	中央区下通1丁目1番8号		
供 用 開 始 年 月	昭和55年4月		
床 面 積	8,001.2㎡		
収 容 台 数	333台		
駐 車 料 金	区 分		駐 車 料 金
	・月曜日から金曜日まで (休日を除く)	(午前8時30分から 午後5時30分 前まで)	規則で定める用務先 確認印がある場合
			(1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
	・月曜日から金曜日まで (休日を除く)	(午後5時30分から 翌日の午前8時 30分前まで)	規則で定める用務先 確認印がない場合
			(1) 駐車を開始した時から1時間以内は400円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
	・土曜日、日曜日及び休日	(午前0時分から 午後12時まで)	規則で定める用務先 確認印がある場合
			(1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
	・土曜日、日曜日及び休日	(午前0時分から 午後12時まで)	規則で定める用務先 確認印がない場合
			(1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
利 用 状 況 (平成27年度)	利用台数	340,589台	
	駐車料金収入	54,498,200円	

(3) 辛島公園地下駐車場

熊本市周辺の都市交通環境の改善と秩序ある自動車使用の促進を図り、併せて秩序ある都市交通の円滑化を図るために都心部に地下駐車場を建設したものである。また、駐輪場を併設して、歩行者交通の安全性と都市美観に寄与している。

所 在 地	中央区辛島町1番地下1号
敷 地 面 積	10,300㎡
延 面 積	22,775㎡
構 造	鉄筋コンクリート造地下2階4層
供 用 開 始	平成5年2月1日
供 用 日	年中無休
収 容 台 数	自動車625台(地下駐車場) 自転車470台、原付バイク316台、自動二輪車50台(自転車駐車場)
入出庫できる時間	午前7時～翌日午前1時(地下駐車場) 午前7時～翌日午前1時(自転車駐車場)

駐車料金

区 分	駐 車 料 金	
基 本 料 金	30分までごとに	100円
打 切 料 金	午前7時から午後7時まで	1,000円
	午後7時から翌日午前7時まで	800円
全日定期駐車料金（機械式）	1月	25,000円
全日定期駐車料金（自走式）	1月	27,000円
平日定期駐車料金（機械式）	1月	13,000円
平日定期駐車料金（自走式）	1月	17,000円
カ ー ド 式 回 数 券	50円分券 11枚	500円
	100円分券 11枚	1,000円
	200円分券 11枚	2,000円
	400円分券 11枚	4,000円
	100円分券 6,000枚	500,000円
	100円分券 25,000枚	2,000,000円
	200円分券 6,000枚	1,000,000円
	400円分券 6,000枚	2,000,000円
	プリペイド 3,300円分券	3,000円
	〃 5,500円分券	5,000円

利 用 状 況 (平成27年度)	利用台数	217,372台
	駐車料金収入	173,823,650円

熊本市駐車場公社

名 称	一般財団法人 熊本市駐車場公社（平成25年4月1日～）
設 立 年 月 日	平成5年1月18日
目 的	道路交通の円滑化及び都市機能の確保並びに地域社会の振興と発展に必要な事業を行い、もって市民の安全、文化芸術と福利の増進に寄与することを目的とする。
事 業	(1) 熊本市から委託された路外駐車場及び通路の管理 (2) 路外駐車場の設置及び管理 (3) 熊本市の駐車場施策に協力する事業 (4) 自治体等施設の管理（営繕・修理、清掃、設備の保守・点検、施設に付随する道路の管理等含む。） (5) 自治体等の市民サービスの提供に伴う受託事業 (6) 市民サービスの提供に係る講習・セミナー、コンサルティングに関する事業 (7) カーシェアリング・カーケア等に関する事業 (8) コインロッカーの設置及び飲食物等の提供等の事業 (9) IT等の情報処理・管理に関する事業 (10) 安全・安心まちづくり及び人材育成に関する事業 (11) 市民の文化活動の振興及び地域経済の活性化に関する事業 (12) 前各号に付帯する一切の業務 (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
基 本 財 産	50,000千円（市出損金）

14 市税（税務課）

（1）市税の税率及び納期

税 目			税 率	納 期 (限)				
市 民 税	個 人	均 等 割	3,500 円	1 期 6/1 ～ 6/30 2 期 8/1 ～ 8/31 3 期 10/1 ～10/31 4 期 1/1 ～ 1/31				
		所 得 割	課税所得金額の6%					
	法 人	均 等 割	(1) 次に掲げる法人 ア 公共法人及び公益法人等 イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額、又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く） オ 資本金の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額。以下この表において同じ。）を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数（(2) から (9) までにおいて「従業者数の合計数という。」）が 50 人以下のもの 年額 60,000 円 (2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 144,000 円 (3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの 年額 156,000 円 (4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 180,000 円 (5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの 年額 192,000 円 (6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 480,000 円 (7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの 年額 492,000 円 (8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 2,100,000 円 (9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 50 億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 3,600,000 円	・確定申告納付期限 各事業年度終了の日の翌日から 2 ヶ月以内。ただし、申告期限について税務署長の承認を受けたものはその承認を受けた期間を延長 ・公共法人、公益法人で均等割のみを課されるもの 4 月 30 日				
			法 人 税 割		12.1 100 〔 ※平成 26 年 10 月 1 日以前に開始する事業年度分からは 14.7 100 〕			
			個 人		均 等 割	2,000 円	個人市民税と同じ	
					所 得 割	課税所得金額の 4%		
			固定資産税			1.4 100	1 期 8/1 ～ 8/31 2 期 9/1 ～ 9/30 3 期 11/1 ～11/30 4 期 12/1 ～ 1/ 4	
			都市計画税			0.2 100	固定資産税と同じ	

税 目	税 率	納 期 (限)
軽自動車税	1 原動機付自転車 ア 総排気量が50cc以下 2,000円 イ 90cc以下 2,000円 ウ 125cc以下 2,400円 エ ミニカー 3,700円 2 軽自動車 ア 二輪のもの（側車付を含む） 3,600円 イ 三輪のもの 3,100円 （新税率）3,900円（重課税率） 4,600円 ウ 四輪以上のもの 乗用のもの 自家用7,200円 （新税率）10,800円（重課税率）12,900円 営業用5,500円 （新税率） 6,900円（重課税率） 8,200円 貨物用のもの 自家用4,000円 （新税率） 5,000円（重課税率） 6,000円 営業用3,000円 （新税率） 3,800円（重課税率） 4,500円 ※イ、ウについては、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものは新税率を適用、最初の新規検査から13年を経過したものは重課税率が適用されます。 エ 雪上車 3,600円 3 小型特殊自動車 ア 農耕作業用のもの 2,400円 イ その他のもの 5,900円 4 二輪の小型自動車 総排気量が250cc超 6,000円	8/1～8/31
市たばこ税	1,000本につき5,262円（紙巻たばこ三級品は2,925円） 手持品課税 平成28年4月1日午前0時現在において、販売用の紙巻たばこ三級品を5,000本以上所持するたばこ販売業者 1,000本につき430円	毎月1日から末日分を翌月末日まで 手持品課税 平成28年5月 2日申告期限 平成28年9月30日納付期限
事業所税	(ア) 資産割 事業所床面積 1㎡につき年600円 (イ) 従業者割 従業者給与総額の100分の0.25	法人 各事業年度終了の日から2ヵ月以内 個人 翌年3月15日
入湯税	入湯客1人1日につき 150円	毎月1日から末日分を翌月15日まで

(注)平成28年度は熊本地震の影響を考慮し、固定資産税・軽自動車税については例年の納期を変更している。

(2) 納税義務者の推移

年 度				23	24	25	26	27
税 目								
市 民 税	個 人	普 通 徴 収	均 等 割 の み	15,171	13,928	11,237	11,216	10,823
			所 得 割 の み	15,749	15,879	15,729	15,815	15,796
			均 等 割 と 所 得 割 を 納 め る 者	91,243	83,530	58,000	53,146	49,269
			計	122,163	113,337	84,966	80,177	75,888
	特 別 徴 収	均 等 割 の み	17,261	16,679	20,119	21,133	21,843	
		所 得 割 の み	－	－	－	－	－	
		均 等 割 と 所 得 割 を 納 め る 者	201,921	214,325	243,896	252,305	257,327	
		計	219,182	231,004	264,015	273,438	279,170	
	小 計			318,685	322,310	325,758	329,621	332,580
	法 人 調 定 件 数			28,367	29,087	29,757	30,515	31,275
固 定 資 産 税		土 地 及 び 家 屋	221,408	222,282	234,808	236,692	238,458	
		償 却 資 産	(5,852)	(6,088)	(7,351)	(7,753)	(8,163)	
		小 計	221,408	222,282	234,808	236,692	238,458	
軽 自 動 車 税			249,907	253,587	259,024	265,736	270,500	
合 計			818,367	827,266	849,347	862,564	872,813	
対 前 年 度		増 加 数	3,322	8,901	22,081	13,217	10,249	
		伸 率 (%)	100	101	103	102	101	

(注) 1. 個人住民税は併徴者がいるため、普通徴収と特別徴収の和は小計と一致しない。

2. 償却資産に係る () は土地及び家屋を含む。

(3) 市税収入状況

(単位 千円)

年 度 税 目			26			27		
			調定額	収入額	収入率 (%)	調定額	収入額	収入率 (%)
市 民 税	個人分	普 通 徴 収	6,484,185	6,002,48	92.6	6,172,052	5,744,546	93.1
		特 別 徴 収	28,701,141	28,624,304	99.7	29,683,860	29,602,900	99.7
		計	35,185,326	34,626,792	98.4	35,855,912	35,347,446	98.6
	法 人 分		10,452,666	10,414,902	99.6	10,350,554	10,313,013	99.6
	小 計		45,637,992	45,041,693	98.7	46,206,466	45,660,459	98.8
固 定 資 産 税	固定資産	土地・家屋・ 償却資産	38,443,845	37,880,056	98.5	38,487,167	37,962,608	98.6
	交 付 金		334,313	334,313	100.0	340,962	340,962	100.0
	小 計		38,778,158	38,214,369	98.5	38,828,129	38,303,570	98.6
軽 自 動 車 税			1,305,442	1,276,555	97.8	1,349,516	1,320,567	97.9
特 別 土 地 保 有 税			0	0	0.0	0	0	0.0
入 湯 税			22,889	22,889	100.0	26,685	26,685	100.0
事 業 所 税			2,015,590	2,011,894	99.8	2,082,207	2,076,651	99.7
都 市 計 画 税			4,989,723	4,916,547	98.5	5,084,899	5,015,595	98.6
市 た ば こ 税			5,507,993	5,507,993	100.0	5,445,900	5,445,900	100.0
合 計			98,257,787	96,991,940	98.7	99,023,802	97,849,427	98.8
滞 納 繰 越 分			5,335,898	1,333,328	25.0	4,722,030	1,140,470	24.2
総 計			103,593,685	98,325,268	94.9	103,745,832	98,989,897	95.4

(4) 徴収対策

① 現年度徴収対策

平成 28 年度の事業実施に当たっては、熊本地震による被災状況を踏まえながら、適切に納税指導等を行っていく。

② 滞納繰越額の縮減

徴収困難案件の適切な処理による滞納額の圧縮

(5) 債権管理の適正化の推進（債権管理課）

本市の未収債権額は、平成 26 年度決算（企業会計を除く）において約 146 億円となっている。このうち市税及び国民健康保険料での未収額は年々減少しているものの、その他の債権においては増加傾向にあり、これらの未収額の縮減に向けた全庁的な取組みが喫緊の課題となっている。

このような中、本市における債権管理の適正化を図ることを目的に、平成 27 年度には、「債権管理推進室」を設置して、債権管理の基本方針や債権管理事務マニュアルの策定、債権管理条例や同条例施行規則の制定に取り組み、平成 28 年度には債権管理推進室を強化する形で、債権管理の総括組織として「債権管理課」を設置したところである。

今後の取組みとしては、条例や規則、事務マニュアル等の適正な制度運用による効率的な事務管理を全庁的に徹底するとともに、未収額の削減目標やその削減に向けた具体的な取組みを設定するなど、未収額の縮減に向け、適正な債権管理を進めていく。

15 選挙

(1) 永久選挙人名簿登録者数

※H24. 4. 1政令指定都市移行により行政区が開票区となったため行政区を記載

(平28. 6. 21現在)

開票区	投票区	投票所	男	女	計
中央区	101	熊本市役所	1,021	1,340	2,361
	102	慶徳小学校	1,371	1,780	3,151
	103	五福まちづくり交流センター	1,327	1,841	3,168
	104	一新小学校	2,246	2,874	5,120
	105	一新幼稚園	921	1,260	2,181
	110	京陵中学校	1,432	1,764	3,196
	111	壺川小学校	1,463	1,828	3,291
	112	藤園中学校	1,203	1,596	2,799
	113	碩台小学校	1,408	1,858	3,266
	114	竜南中学校	1,739	2,101	3,840
	115	黒髪小学校	1,221	1,329	2,550
	116	桜山中学校	2,195	2,148	4,343
	131	白川小学校	1,702	2,136	3,838
	132	尚綱大学1号館	1,297	1,647	2,944
	133	九州学院	1,736	2,283	4,019
	134	大江小学校	1,841	2,092	3,933
	135	渡鹿団地集会室鹿乃家	1,968	1,806	3,774
	136	託麻原小学校	3,317	3,651	6,968
	137	白山保育園	1,063	1,313	2,376
	138	白山小学校	2,587	3,088	5,675
	139	出水小学校	2,067	2,724	4,791
	140	出水校区戸井の外集会所	2,000	2,660	4,660
	141	東水前寺公民館	2,411	3,008	5,419
	142	熊本県庁	866	1,013	1,879
	143	砂取小学校	2,685	3,493	6,178
	144	出水中学校	3,118	3,683	6,801
	145	出水南中学校	1,597	1,900	3,497
	160	帯山西小学校	2,246	2,779	5,025
	161	帯山小学校	3,281	3,947	7,228
	162	帯山校区第6町内公民館	2,130	2,440	4,570
	205	横手保育園	420	541	961
	208	向山小学校	3,011	3,423	6,434
	209	世安町公民館	1,261	1,454	2,715
	210	本荘小学校	1,383	1,625	3,008
	211	春竹小学校	3,055	3,810	6,865
	212	南熊本老人憩の家	2,355	2,653	5,008
	小計		66,944	80,888	147,832
東区	146	江津湖団地第2集会所	1,498	1,956	3,454
	147	画図地域コミュニティセンター	3,541	4,089	7,630
	148	湖東中学校	1,824	2,218	4,042
	149	泉ヶ丘小学校	1,388	1,710	3,098
	150	泉ヶ丘校区公民館	1,114	1,386	2,500
	151	若葉小学校	1,973	2,402	4,375
	152	東野中学校	2,795	3,286	6,081
	153	秋津出張所	1,952	2,202	4,154
	154	桜木小学校	4,560	5,194	9,754
	155	東町小学校	2,407	2,363	4,770
	156	健軍東小学校	2,338	2,925	5,263
	157	健軍小学校	2,756	3,261	6,017
	158	尾ノ上小学校	3,066	3,805	6,871

開票区	投票区	投 票 所	男	女	計
東区	159	錦ヶ丘中学校	1,793	2,063	3,856
	163	月出地域コミュニティセンター	3,326	3,704	7,030
	164	山ノ内校区第一町内公民館	4,590	5,227	9,817
	165	長嶺小学校	4,668	5,259	9,927
	166	さくら幼稚園	2,605	3,023	5,628
	167	託麻南小学校	3,177	3,553	6,730
	168	託麻東小学校	5,300	5,706	11,006
	169	託麻北小学校	3,239	3,492	6,731
	170	託麻総合出張所	2,529	2,653	5,182
	171	託麻西小学校	3,469	3,825	7,294
	172	下南部公民館	1,239	1,368	2,607
	173	西原公民館	1,037	1,340	2,377
	174	西原小学校	4,413	4,790	9,203
	小 計		72,597	82,800	155,397
西区	106	上熊本老人憩の家	907	1,116	2,023
	107	池田地域コミュニティセンター	1,622	1,749	3,371
	108	池田小学校	1,644	1,734	3,378
	109	京町台保育園	1,005	1,220	2,225
	201	花園小学校	2,822	3,387	6,209
	202	花園（牧崎）公民館	1,492	1,853	3,345
	203	城西一町内ふれあいセンター	1,580	1,976	3,556
	204	城西小学校	2,967	3,515	6,482
	206	春日小学校	1,808	2,106	3,914
	207	春日保育園	892	1,050	1,942
	224	古町小学校	1,262	1,449	2,711
	225	花陵中学校	1,931	2,554	4,485
	226	白坪小学校	2,526	2,890	5,416
	227	城山小学校	3,948	4,644	8,592
	228	西部上下水道センター	2,055	2,512	4,567
	229	高橋小学校	1,144	1,338	2,482
	230	中島地域コミュニティセンター	814	938	1,752
	231	二番公民館	751	833	1,584
	232	小島小学校	1,062	1,206	2,268
	233	有明保育園	249	278	527
	234	松尾東小学校	284	301	585
	235	松尾西小学校	429	499	928
	236	松尾北地域コミュニティセンター	83	96	179
	237	河内小学校	1,029	1,153	2,182
	238	河内公民館	725	809	1,534
	239	椎亀公民館	356	419	775
	240	芳野中学校	460	523	983
	小 計		35,847	42,148	77,995
南区	213	託麻中学校	2,454	2,844	5,298
	214	田迎南小学校	2,993	3,363	6,356
	215	御幸小学校	3,861	4,478	8,339
	216	川尻小学校	1,617	1,874	3,491
	217	城南中学校	2,425	2,923	5,348
	218	城南小学校	917	1,204	2,121
	219	そよかぜ保育園	1,627	1,891	3,518
	220	日吉小学校	1,915	2,285	4,200
	221	日吉東小学校	2,667	2,962	5,629
	222	力合小学校	2,876	3,433	6,309

開票区	投票区	投 票 所	男	女	計	
南区	223	力合西小学校	2,550	3,013	5,563	
	241	飽田東小学校	2,711	3,133	5,844	
	242	飽田南小学校	939	1,080	2,019	
	243	飽田西小学校	996	1,134	2,130	
	244	中緑小学校	415	484	899	
	245	銭塘小学校	904	1,003	1,907	
	246	奥古閑小学校	1,335	1,493	2,828	
	247	川口小学校	828	916	1,744	
	248	田迎西小学校	2,502	2,861	5,363	
	401	南区役所	2,675	3,105	5,780	
	402	坂本公民館	1,301	1,425	2,726	
	403	杉上地域コミュニティセンター	1,124	1,234	2,358	
	404	城南福祉センター	2,462	2,734	5,196	
	405	六田公民館	319	351	670	
	406	豊田小学校	981	1,108	2,089	
	407	鰐瀬公民館	528	616	1,144	
	408	下宮地コミュニティセンター	891	984	1,875	
	409	東阿高公民館	872	938	1,810	
	410	富合中学校	1,018	1,095	2,113	
		小 計	48,703	55,964	104,667	
	北区	117	清水小学校	2,235	2,766	5,001
		118	亀井公民館	1,370	1,597	2,967
119		高平台小学校	3,876	4,554	8,430	
120		化学及血清療法研究所	1,756	2,030	3,786	
121		水の科学館	1,433	1,717	3,150	
122		城北小学校	2,905	2,199	5,104	
123		清水北老人憩の家	1,235	1,416	2,651	
124		麻生田小学校	3,008	3,741	6,749	
125		楡木小学校	2,553	3,163	5,716	
126		楠小学校	2,408	2,827	5,235	
127		武蔵小学校	2,499	2,966	5,465	
128		弓削小学校	2,160	2,321	4,481	
129		龍田小学校	3,631	4,009	7,640	
130		龍田老人憩の家	2,638	3,017	5,655	
175		西里地域コミュニティセンター	1,100	1,234	2,334	
176		熊本保健科学大学	1,506	1,667	3,173	
177		めいとくの里	1,081	1,230	2,311	
178		北部総合出張所	3,035	3,423	6,458	
179		勤労青少年ホーム	3,970	4,539	8,509	
301		植木地域コミュニティセンター	1,399	1,621	3,020	
302		かがやき館	1,587	1,709	3,296	
303		山東地域コミュニティセンター	446	488	934	
304		吉松スポーツ公園	491	501	992	
305		吉松地域コミュニティセンター	1,000	1,135	2,135	
306		山本地域コミュニティセンター	750	809	1,559	
307		田原地域コミュニティセンター	634	716	1,350	
308		鹿南中学校	947	1,029	1,976	
309		菱形地域コミュニティセンター	642	660	1,302	
310		桜井小学校	1,239	1,344	2,583	
311		千本桜公民館	773	821	1,594	
312		田底地域コミュニティセンター	632	837	1,469	
313		植木ふれあい文化センター	362	406	768	
314		大和地域コミュニティセンター	1,008	1,221	2,229	
		小 計	56,309	63,713	120,022	
合 計			280,400	325,513	605,913	

(2) 市議会議員選挙各種記録の推移

選挙執行年月日 区分	平19. 4. 22	平20. 11. 16 富合町選挙区 増員選挙	平22. 4. 25 植木町選挙区 増員選挙	平23. 4. 24 熊本市選挙区	平23. 4. 24 富合町選挙区
有権者総数	518,153	6,661	24,676	564,316	6,963
投票者数	244,041	4,921	14,081	248,461	3,861
投票率(%)	47.10	73.88	57.06	44.03	55.45
立候補者数	62	2	5	66	2
定数	48	1	2	48	1
最高得票数	7,529	2,771	3,934	11,196.000	2,465
当選者最低得票数	3,134	2,771	3,551	3,163.343	2,465
立候補者最高年齢	71	63	63	68	65
〃最低年齢	25	61	35	30	47

選挙執行年月日 区分	平27. 4. 12 中央区選挙区	平27. 4. 12 東区選挙区	平27. 4. 12 西区選挙区	平27. 4. 12 南区選挙区	平27. 4. 12 北区選挙区
有権者総数	139,989	148,120	75,385	100,025	115,153
投票者数	59,270	64,376	38,466	53,288	無投票
投票率(%)	42.34	43.46	51.03	53.27	—
立候補者数	16	14	8	11	10
定数	11	13	6	8	10
最高得票数	6,185	8,386.143	6,490	5,524	—
当選者最低得票数	3,016	2,982.856	3,532	4,515	—
立候補者最高年齢	64	71	71	69	68
〃最低年齢	26	34	36	43	37

(3) 過去の選挙の投票率

(単位 %)

開票区 選挙別(実施日)	中央区	東区	西区	南区	北区	全体
参議院議員通常選挙(選挙区)(平25. 7. 21)	47.81	49.96	49.17	47.63	49.87	48.92
熊本市長選挙(平26. 11. 16)	40.44	39.55	40.68	40.89	40.43	40.32
衆議院議員総選挙(小選挙区第1区)(平26. 12. 14)	48.55	48.21	48.65	41.79	49.00	48.53
衆議院議員総選挙(小選挙区第2区)(平26. 12. 14)	38.68		42.44			41.84
衆議院議員総選挙(小選挙区第3区)(平26. 12. 14)					41.62	41.62
衆議院議員総選挙(小選挙区第4区)(平26. 12. 14)						41.79
市議会議員一般選挙(平27. 4. 12)	42.34	43.46	51.03	53.27	無投票	46.47
県議会議員一般選挙(平27. 4. 12)	42.16	43.26	50.90	53.08	38.20	44.68
熊本県知事選挙(平28. 3. 27)	44.00	45.29	47.11	47.80	47.91	46.17
参議院議員通常選挙(選挙区)(平28. 7. 10)	46.91	47.72	47.91	47.44	48.37	47.63

(注) 国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

(4) 各種選挙党派別得票状況

選挙別 党派別	区分	自民党	社民党	公明党	共産党	民主党	維新	次世代	諸派	無所属	計
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 1 (平 25. 7. 21)	総得票数	162, 763			23, 677	85, 971			4, 479		276, 890
	最高 "	162, 763			23, 677	85, 971			4, 479		
	最低 "	162, 763			23, 677	85, 971			4, 479		
	得票率 (%)	58. 78			8. 55	31. 05			1. 62		100
	候補者数	1			1	1			1		4
熊本市長選挙 (平 26. 11. 16)	総得票数									232, 271	232, 271
	最高 "									129, 994	
	最低 "									25, 769	
	得票率 (%)									100	100
	候補者数									3	3
衆議院 小選挙区選挙第 1 区 定数 1 (平 26. 12. 14)	総得票数	87, 111			14, 947		73, 274				175, 332
	最高 "	87, 111			14, 947		73, 274				
	最低 "	87, 111			14, 947		73, 274				
	得票率 (%)	49. 68			8. 52		41. 79				100
	候補者数	1			1		1				3
衆議院 小選挙区選挙第 2 区 定数 1 (平 26. 12. 14)	総得票数	45, 624			18, 672						64, 296
	最高 "	45, 624			18, 672						
	最低 "	45, 624			18, 672						
	得票率 (%)	70. 96			29. 04						100
	候補者数	1			1						2
衆議院 小選挙区選挙第 3 区 定数 1 (平 26. 12. 14)	総得票数	7, 048			2, 532						9, 580
	最高 "	7, 048			2, 532						
	最低 "	7, 048			2, 532						
	得票率 (%)	73. 57			26. 43						100
	候補者数	1			1						2
衆議院 小選挙区選挙第 4 区 定数 1 (平 26. 12. 14)	総得票数				2, 482			7, 019			9, 501
	最高 "				2, 482			7, 019			
	最低 "				2, 482			7, 019			
	得票率 (%)				26. 12			73. 88			100
	候補者数				1			1			1
市議会議員選挙 定数 48 (平 27. 4. 12)	総得票数	64, 893		29, 610	15, 645	9, 753	3, 762			86, 479	210, 142
	最高 "	8, 386		5, 555	5, 304	5, 238	3, 762			6, 490	
	最低 "	4, 153		4, 232	2, 467	4, 515	3, 762			588	
	得票率 (%)	30. 88		14. 09	7. 44	4. 64	1. 79			41. 15	100
	候補者数	16		7	5	2	1			28	59
県議会議員選挙 定数 17 (平 27. 4. 12)	総得票数	95, 714		36, 696	16, 354	26, 352				79, 343	254, 459
	最高 "	18, 535		12, 509	10, 985	13, 472				18, 784	
	最低 "	9, 902		11, 748	5, 369	12, 880				699	
	得票率 (%)	37. 61		14. 42	6. 43	10. 36				31. 18	100
	候補者数	7		3	2	2				8	22
熊本県知事選挙 (平 28. 3. 27)	総得票数									268, 914	268, 914
	最高 "									174, 459	
	最低 "									13, 163	
	得票率 (%)									100	100
	候補者数									3	3
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 1 (平 28. 7. 10)	総得票数	158, 275							12, 615	107, 279	278, 169
	最高 "	158, 275							6, 571	107, 279	
	最低 "	158, 275							6, 044	107, 279	
	得票率 (%)	56. 90							4. 53	38. 57	100
	候補者数	1							2	1	4

(注) 各選挙の直近のものを記載

国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

按分による小数点以下の得票数は省略

衆・参議院議員選挙の比例代表選挙については記載なし

16 人事委員会

人事委員会は、人事行政の適正な実施を確保するため、地方公務員法第7条第2項の規定に基づき、平成6年4月1日に設置され、政令指定都市移行に伴い、平成24年4月1日から同条第1項の人事委員会として位置付けられることとなった。本委員会は、人格が高潔で人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て市長が選任する3人の委員をもって組織されている。

本委員会は、法律及び条例の規定に基づき、人事行政に関する調査研究をはじめ、職員の採用及び昇任に係る競争試験・選考の実施、給与の報告及び勧告、職員に関する条例案に対する意見の申出、労働基準監督機関の職権行使、人事委員会規則の制定改廃並びに職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に対する審査請求の審査などを主な業務としている。

(1) 平成27年度職員採用試験の実施状況

	職 種		申込者数 (人)	第 一 次 受験者数 (人) A	第 一 次 合格者数 (人)	第 二 次 受験者数 (人)		最 終 合格者数 (人) B		倍率 (倍) A/B
上 級 職	事 務 職		612	469	135	126		67		7.0
	社 会 福 祉 職		47	42	18	18		9		4.7
	心 理 相 談 員		9	7	6	6		2		3.5
	技 術 職	土 木	49	35	26	25		13		2.7
		建 築	22	15	12	10		6		2.5
		電 気	29	21	9	8		3		7.0
		化 学	34	29	9	8		4		7.3
民間企業等経験者	事 務 職		173	153	16	二次	15	二次	9	76.5
						三次	9	最終	2	
	技術職	土 木	27	23	23	二次	21	二次	12	7.7
			三次	12	最終	3				
		建 築	5	4	4	二次	4	二次	4	2.0
			三次	4	最終	2				
民間企業等経験者等	事 務 職 (情 報)		23	20	16	15		4		5.0
	事 務 職 (法 務)		33	24	17	14		4		6.0
免許資格職 (上級職)	保 健 師		20	19	6	5		2		9.5
初 級 職	事 務 職		113	90	14	12		7		12.9
	学校事務職 (県費負担)		22	17	6	6		2		8.5
	技 術 職	土 木	12	8	6	5		2		4.0
消 防 職	上 級 消 防 職		197	166	38	38		19		8.7
	初 級 消 防 職		349	308	38	38		19		16.2
	初級消防職 (救急救命士)		36	27	8	7		3		9.0
採用選考試 験	文 化 財 専 門 職		6	4	2	2		1		4.0
	薬 剤 師		13	12	12	11		7		1.7
	管 理 栄 養 士		21	19	7	7		1		19.0
	助 産 師		9	8	6	6		2		4.0
	保 育 士		79	69	22	22		10		6.9
	看護師 (H27.10.1 採用)		35	33	10	9		5		6.6
	看護師 (H28.4月以降採用)		32	31	26	21		11		2.8
	臨 床 検 査 技 師		34	23	6	4		2		11.5
	理 学 療 法 士		9	8	4	3		1		8.0
	臨 床 工 学 技 士		13	12	4	3		1		12.0
	言 語 聴 覚 士		2	2	2	1		1		2.0
	身体障害者対象 (事務職)		22	18	-	-		3		6.0
	身体障害者対象 (学校事務)		2	1	-	-		0		-
計			2089	1717	508	470		218		7.9

※任期付、任命権者実施分を除く。

(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、平成27年職種別民間給与実態調査をもとに、平成27年10月9日に市議会議長及び市長に対して「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

その主な概要は、次のとおりである。

ア 職員の状況

(平成27年4月現在)

区 分	職 員 数	平 均 給 与	平 均 年 齢	平均経験年数
調 査 対 象 職 員	4,470 人	354,046 円	41 歳 11 月	19 年 9 月
うち一般行政職	2,837 人	358,146 円	42 歳 8 月	20 年 6 月

イ 民間の状況

調査対象は、市内の119事業所（企業規模50人以上、事業所規模50人以上の283事業所から抽出）

ウ 公民給与の較差（一般行政職の職員と民間の同種の従業員の給与の比較）

(単位：円)

民 間 給 与 (A)	職 員 給 与 (B)	較 差 (A) - (B)
363,595	362,315	1,280

エ 勧告の内容

(7) 平成27年4月の民間給与との較差の解消等

月例給については、民間給与が職員給与を1,280円(0.35%)上回ったことから、較差の解消を行うため、人事院勧告を踏まえ、国の俸給表の改定状況及び本市の実情等を勘案し、若年層に重点を置いて、給料表の改定を行うことが必要である。

特別給（期末手当及び勤勉手当）については、市内民間事業所の特別給の年間支給割合が職員の年間支給月数より0.10月分上回ったことから、人事院勧告を踏まえ、勤勉手当の支給月数を0.10月分引き上げることが必要である。

医療職員給料表の適用を受ける職員（医師及び歯科医師）の初任給調整手当については、人事院勧告を考慮のうえ、改定を行うことが必要である。

(4) 給与制度の総合的見直し

行政職員給料表については、国の行った給与制度の総合的見直しにおける地域間及び世代間の給与配分の見直しの内容を基本としながら、本市の実情を踏まえ、職員の従事する職務・職責に応じた給与処遇の確保にも留意し、給料表の水準を引き下げる改定等を行うことが必要である。

地域手当については、行政職員給料表及び消防職員給料表の適用を受ける職員で、東京都の特別区に属する地域に勤務する職員の支給割合を100分の20に、医療職員給料表の適用を受ける職員の支給割合を100分の16に引き上げることが必要である。

単身赴任手当については、国に準じて、基礎額及び加算額の限度額の改定を行うことが必要である。

(3) 公平審査

ア 勤務条件に関する措置要求

平成27年度は新たな措置要求事案はなく、係属中の事案もない。

イ 不利益処分に関する不服申立て

不利益処分についての不服申立ての審査の状況

係属事案3件

(平成28年3月31日現在)

事 案 名	審 査 の 状 況
平成28年不第1号事案（平成28年1月22日申立て）	平成28年1月29日受理
平成28年不第2号事案（平成28年2月17日申立て）	平成28年3月7日受理
平成28年不第3号事案（平成28年2月24日申立て）	平成28年3月7日受理

ウ 職員からの苦情処理

苦情相談をすることができるのは、地方公務員法上の一般職の職員（企業局職員及び技能労務職員を除く。）であり、教職員（県費負担教職員を含む。）、消防職員、条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員も対象となる。

平成17年度から、人事委員会は職員からの勤務条件等に係る苦情相談を受けている。

平成27年度の相談者数（件数）は2件であり、相談内容の区分と件数は次のとおりである。

区 分	任 用	給 与	勤務条件 服 務	福 利 厚 生	セクハラ いじめ等	そ の 他	計
件 数	-	-	1	-	-	1	2